

J A出資農業生産法人の今日的到達点とあり方をめぐる諸問題について

李 侖美・谷口 信和*

目 次

1. はじめに——J A出資農業生産法人研究の今日的意義
 - （1）農政の動向と耕作放棄地・担い手問題の新たな局面
 - （2）J A出資農業生産法人の今日的到達点の確認の必要性
2. J A出資農業生産法人の今日的到達点
 - （1）2008年全国アンケート調査について
 - （2）J A出資農業生産法人の諸類型の拡充
 - （3）2008年全国アンケート調査の中間集計から
 - （4）J A出資法人をめぐる諸問題検討のための調査対象の概要
3. J A出資農業生産法人のあり方をめぐる諸問題について
 - （1）「最後の担い手」論から「最後の守り手」論へ
 - （2）J AにとってのJ A出資法人の多様な意義
 - （3）J Aの出資比率と出資法人の「自立性」をめぐる問題
 - （4）「収支均衡原則」の再考
 - （5）職員の周年就業確保をめぐる問題
 - （6）経営主体としてのJ A出資法人への移行傾向
 - （7）新しい課題をめぐって
4. おわりに——J A直営農業経営とJ A出資農業生産法人のはざま
〈補論〉
 - 韓国における農協の「直営」方式による農業生産への進出について

1. はじめに——J A出資農業生産法人研究の今日的意義

品目横断的経営安定対策から水田・畑作経営安定対策への名称変更と内容上の微調整をともなった農業構造政策の展開の中で¹⁾、日本農業の構造再編はまさに崖っぷちに立たされている。そのことは国際的な食料需給構造において新たな局面²⁾への突入が見通される状況変化の中にあっても基本的には変わらない。

こうした中であって、農協が出資する農業生産法人は品目横断的経営安定対策への対応を通じて、これまでにはない新たな経営類型を生み出しながら、その数を飛躍的に増加させており、日本農業における法人経営の一角に確かな地位を築きつつあることが確認できる³⁾。

筆者らは先に『J A（農協）出資農業生産法人 担い手問題への新たな挑戦』農山漁村文化協会、2006年、において、今日の日本農業の構造再編過程におけるJ A（農協）出資農業生産法人（以下ではJ A出資法人と略記する）の意義を包括的に明らかにした。しかし、その後の構造再

編への対応を通じて、J A出資法人は、一方では上述のように新たな経営類型を生み出すとともに、他方では既存の経営類型にあっても新たな課題に直面し、その解決を迫られている。

しかも、2008年に入ると、政治情勢の流動化という極めて特殊な状況を背景としてではあるが、一部からはJ A出資法人という迂回的な方法を通じてではなく、農地制度の変更を通じて農協が農業経営を直営する形での農業構造問題の抜本的な再編をめざす方向が示唆されるに至っている。

本論文は以上のような問題状況を踏まえ、改めてJ A出資法人の今日的到達点を確認するとともに、今後の展望をめぐる諸問題に実態と理論の側面から検討を加えることを課題としている。

以下では先ず、直近の農政の動向を担い手問題・耕作放棄地問題に即して明らかにし、J A出資法人の今日的到達点を確認する必要性を指摘する。

その上で、2においては、2008年8月に実施したJ A出資法人に関する全国アンケート調査の中間集計に基づいて、2004年の全国調査以降のJ A出資法人の設立状況などを概観するとともに、3で検討するJ A出資法人のあり方をめぐる諸問題を考えるために実施した実態調査対象経営の概況を示すことにした。

そして、3では今日のJ A出資法人が直面する課題や問題領域などに関して7つのテーマに分けて、事例分析を交えながら検討することにした。

4では以上の検討を踏まえながら、最近提起されているJ A直営農業経営についてJ A出資法人との対比を通じて、問題点を指摘することにした。

なお、補論では、日本のように農協が農業生産に進出する道筋としての「農業生産法人制度」をもたない韓国において、「直営」方式による農業生産への進出事例について検討し、J A出資法人の設立が決して特異な取り組みではないことを指摘することにした。

（１）農政の動向と耕作放棄地・担い手問題の新たな局面

ここ1～2年の農業構造問題をめぐる議論の特徴は、一方では耕作放棄地問題に大きな関心が集まっていることであり、他方ではこれまでの経済改革特区制度の延長線上での一般企業の農業参入（いわばバイパス）に加えて、農業生産法人制度を通じた一般企業の農業参入（いわば本道）が本格化し、これが注目を集めていることである。

経済財政諮問会議 こうした議論のフレームワークを作ったのは2007年5月8日答申の経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会E P A・農業ワーキンググループ第一次報告であった。そこでは耕作放棄地の解消とE P Aの加速が農業構造改革を媒介として直接に結びつけられるという性急さがあったために、多くの批判を惹起し、2007年度の「経済財政改革の基本方針」では農地を含めた農業改革の全体像と工程表の2007年秋までの具体化だけが提起されるに止まったといっている⁴⁾。

しかし、2008年度の「経済財政改革の基本方針」における農林水産業の方針では、入り口として平成23（2011）年度を目途に、農業上重要な地域について耕作放棄地の解消が提起されるとともに、これを担保するような「平成の農地改革」を平成20年内に「農業改革プラン」として成案化することが求められ、出口として農地リース事業のあり方（市町村による地域指定など）を含めて、農地利用に関する規制の見直しと地域に応じた多様な新規参入という企業の農業経営の拡大が提起されるに至っている⁵⁾。すなわち、2007年のEPA・農業WGの第一次報告の考え方は1年の時間において「基本方針」に採用され、耕作放棄地問題と担い手問題がリンクされた政策方向が提示されているのである。

耕作放棄地対策の本格化 これに対して農水省は、2008年4月から「耕作放棄地全体調査」に着手しており、農振農用地だけを対象とした2007年度調査を大幅に拡充して、全農地を対象とする大がかりな調査が全国で実施されている。さらに、2009年度の概算要求では農地の再生利用（障害物除去・深耕等）に対して10a当たり3～5万円を交付するような「耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金」が230億円の予算規模で計上され、耕作放棄地対策の本格的実施段階への移行が提起されているといっている⁶⁾。

一般企業の農業参入の急進展 このような政策動向に対応するように、2008年に入ってから是一般企業の農業参入が急進展している。2003年の「経済構造改革特区制度」によって本格化した一般企業の農業参入は、①リース方式に基づいた特定法人貸付事業によること、②参入企業は地元企業を中心とした小規模企業が多いこと、を特徴としていた。しかし、近年の一般企業の農業参入は、①農業生産法人設立を通じた参入であり、単に農地のリースだけでなく所有権の取得も可能となっていること、②必ずしも地元企業ではない全国展開する多様な大企業が参入していること、を特徴としている。

たとえば、量販店最大手のイトーヨーカドーは2008年6月に、農業生産法人を3年以内に全国10カ所で立ち上げ、みずから野菜農場の運営に携わっていくと発表し、その第一弾として8月には千葉県JA富里市の組合員農家と最初の農業生産法人（株）セブンファームを設立した。これはイトーヨーカドーが30万円、農家が240万円出資するほかに、JA富里市もまた30万円を出資するJA出資農業生産法人でもある。そこでは大根、キャベツ、人参、ほうれん草、小松菜の5品目で2haの栽培が計画されており、イトーヨーカドーの店舗から排出される食品残さを（株）アグリガイアシステムで堆肥化处理したものを利用する資源循環型農業が目指されており、千葉県内のイトーヨーカドー6店舗で販売することになっている⁷⁾。

また、トヨタグループの総合商社・豊田通商の子会社である食料専門商社の（株）豊通食料が、2008年7月に宮城県栗原市で地元農家と共同で農業生産法人（株）ベジ・ドリーム栗原を設立し、パプリカの生産に進出することになった。当初出資比率は豊通食料1対地元農家9となっており、農地を農業公社から取得して、2009年6月から収穫を開始する予定である。国内生産量

の6%に当たる年間140トンの生産を見込むという⁸⁾。

さらに、J R東海も子会社のジェイアール東海商事を事業主体として、農業生産法人方式ではなく、リース方式（特定法人貸付方式）ではあるが、2009年度からレタスや水菜などの野菜生産に進出し、グループ内のレストランや駅弁などで食材として活用する方向で愛知県常滑市周辺の農地の選定作業に入っていると報じられている⁹⁾。

自民党農地政策検討スタディチーム こうした中で農地政策のあり方を検討していた自民党の農地政策検討スタディチームは2008年6月5日に中間取りまとめを提出し、注目すべき提案を行った。そこでは「農地の権利を有する者の責務として、農地の農業上の利用が確保されるよう努めなければならない旨を法律上明確に位置付ける」とした上で、「農業生産法人以外の法人による農業参入は所有権移転以外による」とし、一般企業の農業生産法人形態を通じない農業参入には所有権移転を認めないことを改めて確認した。そして、「農地の引き受け手がない地域において関係者の合意に基づき農地を引き受ける者として農業協同組合等を位置づけることを、制度上の課題等も併せて早急に検討し、結論を得る」とやや唐突とも思える性急な提案を行ったからである。農協直営の農業経営を意味すると思われる「農地を引き受ける者として農業協同組合等を位置付ける」ことが提起される中で、改めて現在各地で設立が進んでいるJA出資法人がJA直営農業経営との異同を明確にすることが求められ、注目を集めているといつてよい¹⁰⁾。

JA出資法人への高まる期待 このように、耕作放棄地問題と担い手問題が対になって議論される中でJA出資法人への期待が従来にもまして高まっているように思われる。たとえば、イトーヨーカドーがJA出資農業生産法人の形で農業進出を果たしたJA富里市においては、3ha以上の大規模野菜農家が展開するある地区で21戸の地域内農家のうち7戸に農業後継者が存在しておらず、(株)セブンファーム富里の設立に触発されて、大規模な農家を束ねたJA出資法人設立の希望が出されているという¹¹⁾。そこでは自らは出資者となり、農作業に従事するが経営者とはなりえない大規模専業農家層の高齢者が、農地や経営を維持・発展させる手段としてJA出資法人を選択しようとする新たな動きがみられるといつてよい。

これまでJA出資法人設立の前提としては、零細規模の家族農業経営が高齢化や後継者不足などにより耕作を継続できない状況が見通される下で、すでに耕作放棄されたか耕作放棄される恐れが濃厚な農地の管理主体としてJA出資法人が登場することが期待されていた。しかし、このJA富里市の例にみられるように、決して零細規模ではない農家の耕作からの撤退といった事態は今後急速に増加していくことが予想される。

表1は農業センサスの「構造動態統計」によって、比較的規模の大きな農家が5年後に「離農または自給的農家」に異動した割合を1995－2000年、2000－05年について経営面積規模別にみたものである。これによれば第1に、ドラスティックな階層変動が進行し、離農が不断にみられる北海道はどの規模階層でも異動割合が概して都府県より高いこと、また、50ha以上の最上層では

表 1 経営規模別農家の 5 年後の「離農＋自給的農家」への異動割合（％）

期首の面積 規模 (ha)	北海道		期首の面積 規模 (ha)	都府県	
	期間			期間	
	1995-2000 年	2000-2005 年			1995-2000 年
25.0 ～ 30.0	6.4	7.0	5 ～ 7.5	1.9	3.3
30.0 ～ 40.0	8.4	7.5	7.5 ～ 10.0	2.4	4.0
40.0 ～ 50.0	8.3	6.9	10.0 ～ 15.0	3.2	5.6
50.0 ～	6.4	7.7	15.0 ～	5.2	9.8

（出所）「農業センサス 構造動態統計報告書」2000、2005 年により算出。

その割合が1995－2000年より、2000－05年の最近年に至るほど高まっていること、第2に、都府県の「離農または自給的農家」への異動割合は概して北海道より低かったが、近年は大規模階層ほど異動割合が高まる傾向がみられるだけでなく、15ha以上では北海道の50ha以上をも大きく凌駕する9.8%の高水準に達していること、が明らかなである。

つまり、北海道だけでなく都府県においても大規模階層といえども「離農や自給的農家」に異動する割合が急速に高まっているのである。そこには家族員数の低下と職業選択の自由の広がりの中で、大規模専業農家であっても後継者確保に困難が生じ、離農と自給的農家化を余儀なくされざるをえない今日の状況が投影されているといつてよい。このような状況の下では、離農や自給的農家に異動するような大規模経営の農地は一挙に貸付に回らざるをえない。したがって、こうした大面積の貸付農地の引き受け手はそれ自体がかなり大規模な経営であることが求められることになるであろう。そこに、単なる担い手ではなく、ある程度大規模な法人経営である J A 出資法人への期待が高まる背景があるとみることができるであろう。

（2）J A 出資農業生産法人の今日的到達点の確認の必要性

以上の検討から、一方では耕作放棄地対策が緊急性を求められるような今日の状況下において、他方では有力な担い手としての一般法人経営の農業参入と並んで農協直営農業経営の登場が議論の俎上に登るような局面にあって、今一度、J A 出資農業生産法人の到達点と意義についての冷静な検討が必要だといえることができるであろう。それが本研究の出発点となる。

1) J A 出資法人展開の最新段階確認の必要性：全国アンケート調査の実施

ところで、2004年に筆者らが実施した全国アンケート調査の結果については『J A（農協）出資農業生産法人』において詳細に検討した。しかし、その後も J A 出資法人が着実に設立数を増加させているにもかかわらず、農水省などは統計調査を行ってはおらず、残念ながら J A 出資法人の最新の全体像は明らかなではない。

しかも、上述のように品目横断的経営安定対策が2005年頃から実施段階に移行する中で、これへの対応の一形態として集落営農が多数設立され、その一部に J A が出資する状況が生まれてき

た。また、2006年に入ってから、現実の農地耕作は従来の家族経営や集落営農が担いながら、それらが品目横断的経営安定対策の担い手要件を満たさないために、補助金の受け皿組織としてこれらの経営を形式的に束ねた J A 出資法人が設立されるに至り、改めて J A 出資法人の全体像の把握とその性格の冷静な評価が必要になったとも考えられる。

このために、一方では J A 出資法人の到達点を統計的に把握することが求められるとともに（全国アンケート調査）、他方では新たな経営類型として設立された法人をも含めた J A 出資法人の諸類型についての定性的な分析（個別事例調査）とそれを踏まえた当面する課題の整理が必要になっている。

そこで、前者への対応として、J A 全中に協力し、各県の J A 中央会の協力を得て、先ず、2007年11月末現在の簡易調査を実施した。とりあえず、設立時期・出資状況・役職員数・経営面積などの基本的事項について、県中に管内の状況を報告してもらった。これによると、234の法人が設立されており、2006年6月末現在で筆者らが把握していた144法人を大きく上回っていることが明らかになった。しかも、このうち品目横断対策の補助金の受け皿組織として設立された法人は決して多くはないことがわかった。

そこで、準備期間を経て、2008年8月1日現在で、約270の法人を対象に第3回 J A 出資農業生産法人全国調査を実施した。郵送に基づく、自計式のアンケートである。今回のアンケートでは出資者の詳細・経営類型の自己認識・職員の担い手としての自立化実績の有無・農作業再委託の実態・条件不利農地の取り扱い・他の担い手のリタイアにともなう大量の農地貸付の発生・当期利益の水準・担い手としての位置づけ・周年就業の状況・耕作放棄地の復旧実績など、今日の新たな課題に対応させて新しい調査項目を加えることにした。

2) J A 出資法人をめぐる4原則の見直しの機運

さて、2009年は第25回 J A 全国大会が開催される年にあたっており、J A 全中としても2000年の第22回大会で決定された「J A 出資農業生産法人の取組み原則」の見直しが必要だと判断している。「取組み四原則」は次に示した通りであるが、筆者らは今日の時点でみれば、以下のような問題点をもっていると考えている。

「J A 出資農業生産法人をめぐる四原則」

1. 地域の他の担い手との連携をはかる。
2. 地権者の農地保全についての責任を明確にするなど、地域ぐるみで農地の保全についての合意形成をはかる。
3. 地権者と法人の間で農作業やリスクの分担関係を明確にするとともに、収益等についての法人と地権者の配分関係を明確にする。
4. 収支均衡を原則とし、J A、行政からの助成については一定期間に限定する。

第1に、設立にあたっての原則という視点が中心となっており、運営原則という視点が不足・欠落している点である。

第2に、他の担い手との競合を避けるという視点が前面に出ており、他に担い手がいるという状況が前提とされていて、それとの競合の回避が強く意識されている点である。しかし、担い手がいない地域が増加し、そこでのJA出資法人の役割増大という新たな事態への対応の意義が拡大しているだけでなく、JA出資法人は担い手であると同時に、担い手の育成機能を求められているという現実が存在している。

第3に、地権者の農地保全・管理の責任の明確化を求めるとともに、地域ぐるみの農地保全の合意形成を図るといった正攻法の農地管理主体育成の方向が目指されているが、問題はそうした合意形成が著しく困難な地域をどうするか、困難な地域を前提とした規定が必要ではないかという点である。

第4に、地権者とのトラブルを避けるという視点が前面に出ているが（リスクの分担関係）、むしろ、地権者の能力をいかに活用しながら農地保全・管理・活用を行うかが重要な課題ではないかという点である（水管理問題や地域における就業場面創出の新たな意義が増大）。

第5に、収支均衡原則は行政の助成からの自立といった経営的自立を目指す方向にブレーキをかけることにはならないか、という点である。また、いかなる行政の助成からの脱却が課題とされるかが不明確なまま、行政の助成一般からの脱却が目指されているかのような表現は適切ではないと考えられる。

このような四原則の問題点を今日の時点で検討し、新たな原則を展望する上では、JA出資法人の今日的到達点を定性的に明らかにする作業が必要不可欠となるであろう。

3) JA出資法人の経営類型の一層の多様化と当面する諸問題の理論的検討の必要性

そこで、本研究では第1に、耕作放棄地解消に果たすJA出資法人の役割を強く意識しつつ、第2に、JA出資法人の農業構造問題解決における意義を、一方では一般法人の農業参入、他方ではJA直営農業経営の構想との差違において検討し、第3に、JA出資法人の設立・運営原則の再検討を展望して、3においてJA出資法人の諸経営類型についての定性的な分析（個別事例調査）を踏まえて、これらが当面する諸問題を7つの課題領域に整理して検討することにした。

それらは、①「最後の担い手」論から「最後の守り手」論への発展、②JAにとってのJA出資法人の意義、③JAの出資比率とJA出資法人の「自立性」をめぐる問題、④「収支均衡原則」の再考、⑤職員の周年就業確保をめぐる問題、⑥経営主体としてのJA出資法人への移行傾向、⑦新しい課題（JA出資法人間協同、耕作放棄地復旧実績）である。恐らくはこれらの課題の検討を通じて、今日の段階における農業構造問題解決にあたってのJA出資法人の意義が改めて明らかにされるのではないかとと思われる。

2. J A出資農業生産法人の今日的到達点

(1) 2008年全国アンケート調査について

ここでは2008年8月1日現在で実施した「第3回J A出資農業生産法人に対する全国アンケート調査」の中間集計結果の一端を紹介することにしたい。

2007年11月末現在で実施した実数調査では234J A出資法人の存在が判明していたが、第3回全国アンケート調査では以上の234法人に加え、その後の新聞報道や単協への問い合わせの中で判明した新旧の45法人¹²⁾を加え、279法人の存在を確認することができた(2008年10月末現在)。しかし、10月末現在ではアンケートの回収は156法人に止まっており、引き続きアンケートの回収を行っているため、本研究では中間集計結果の一端の紹介に止めざるをえないことを予めお断りしておきたい。ただし、アンケートが未回収でも他の資料から分析が可能な場合には以下の統計の集計数に加えているため、統計により母数が異なっている点に注意されたい。

(2) J A出資農業生産法人の諸類型の拡充

筆者らは前著において、J A出資法人を5つの経営類型に区分した。個別農業経営的法人(農業経営が中心)、農作業受託会社的法人(農作業受託が中心)、J A(農協)現業部門会社的法人(農業関連・非関連事業中心)、集落経営体的法人(多数の出資者による集落営農)、総合農企的法人(多様な事業の兼営を特徴とする)がそれである。集落経営体的法人は論理的には他の4類型のどれとも重なり合うが、実態的には個別農業経営的法人の枠に収まるものがほとんどであり、その特別の存在意義に注目して個別農業経営的法人と区別することにしたのが注意を要する点である¹³⁾。

以上の5類型は2004年段階での区分であったが、上述のように2006年以降の品目横断的経営安定対策への対応の中で発生した「品目横断的経営安定対策対応型法人」という第6番目の類型を設定することにした。これは品目横断的経営安定対策における担い手要件を満たした法人であり、補助金の受け皿組織の性格をもったものである。この法人自体が経営体とは限らないことから、経営・会社・企業といった名称を使用していないことに注意されたい。

この法人は構成員の差から、家族経営支援型法人と集落営農育成型法人に区分される。前者は担い手要件を満たさない家族経営に品目横断対策の交付金を受領させるために、現実の耕作は従前通り家族経営が行いながら、家族経営が出資者となるJ A出資法人を設立し、経理一元化を実現して、交付金の受け皿組織となったものである。典型としては麦作農家492戸が出資して設立した(株)ひびきの農産(埼玉県本庄市)があげられる(後掲表8)。

後者は同じく担い手要件を満たさない集落営農組織を束ねてJ A出資法人に組織化したものであり、将来の集落営農組織の法人化＝自立化を支援するものである。ここでは傘下の集落営農組織の構成員である個別農家が出資者となる場合＝滋賀県東近江市の(株)アグリサポート楽農が

典型と、J Aの役職員などの限られた出資者で運営する場合＝新潟県上越市の（株）アグリパートナーが典型（後掲表 8）の二つのタイプが存在しているといつてよい。

以下ではこうした 6 類型の区分を前提にして中間集計の一端を紹介することにしよう。

（3）2008年全国アンケート調査の中間集計から¹⁴⁾

1) 設立数の推移

J A 出資法人の今日までの展開過程は、

第 1 段階＝1992 年以前の非認知段階（例外的存在）

第 2 段階＝1993～2000 年までの認知段階（1 J A・1 J A 出資法人段階、漸進的設立）

第 3 段階＝2001～2005 年までの羽化段階（1 J A・複数 J A 出資法人段階、高位安定的設立）

第 4 段階＝2006 年以降の品目横断的経営安定対策対応段階（新たな経営類型の登場と連動して急増）に区分することができる。

図 1 に設立数の推移に関する最新の状況を示した。これから明らかなように、この段階区分にぴったり照応する形で設立数が指数関数的に増加していることが分かる。とくに第 3 段階以降の増加が著しく、一方では担い手問題の深刻化に対応して、他方では J A 陣営の取り組み姿勢に対応して、各地で急速に設立されているといつてよい。

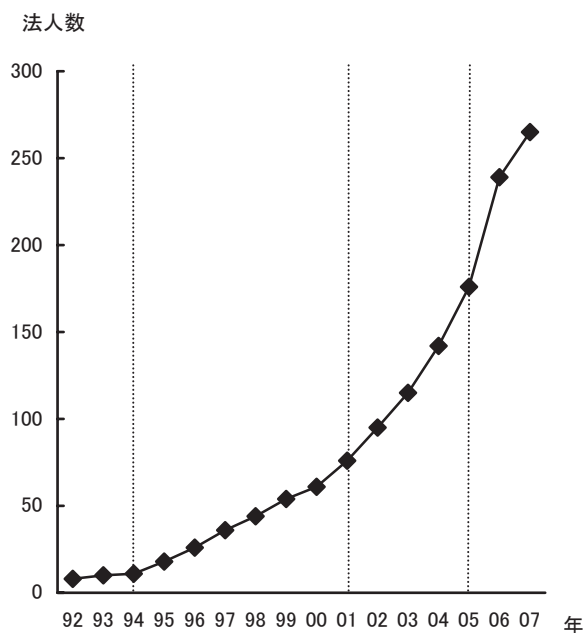


図 1 JA 出資農業生産法人の設立数の推移

こうして、JA出資法人は2008年8月段階では279法人が存在しており、すでに2005年末までに176法人が設立されていて、これは同年の農地保有合理化法人である市町村農業公社（農作業受託ができるだけでなく、管理耕作や研修事業の名目で実質的な農業経営ができる）の160法人を超える数に到達していることが注目される。なぜなら筆者らの前著では2006年6月末現在でJA出資法人は144が把握されていただけで、市町村農業公社の160を下回っていたからである。つまり、第3段階に入るとJA出資法人は「新基本法・基本計画・農業構造の展望」に示された農水省の法人重視政策の流れに乗って各地で急速に設立されていたのだが、その急進性は誰にも正確には理解されていなかったということができるのである。第4段階の品目横断的経営安定対策への対応過程での設立数の一層の増加はこうした前史の上に正確に理解されねばならないといえよう。

2) 都道府県別設立状況

表2はJA出資法人の都道府県別設立状況を示したものだが、以前と比べ設立が広域化していることが指摘できる。表出していないが、関東は2000年まで0だったのが2008年には21法人へ増加し、四国は1999年まで0だったのが2008年には21法人へ増加したのがこうした指摘を裏づけている。

また、県別にみると、北海道36、長野・宮崎17、山形15、滋賀・愛媛14、岐阜・島根13、茨城

表2 JA出資法人の都道府県別設立状況

法人数	県名
36	北海道 (24)
17	長野 (8)、宮崎 (4)
15	山形 (14)
14	滋賀 (11)、愛媛 (1)
13	岐阜 (7)、島根 (7)
12	茨城 (9)
10	鹿児島 (4)
8	岡山 (2)
7	富山 (4)、石川 (6)、広島 (1)、熊本 (4)
6	新潟、愛知、兵庫、山口
5	長崎
4	秋田、福井、埼玉、香川
3	栃木、群馬、千葉
2	岩手、宮城、静岡、高知、福岡、佐賀、沖縄
1	青森、三重、大阪、鳥取、徳島、大分
0	東京、神奈川、山梨、京都、奈良、和歌山

表3 1JA・複数JA出資法人の状況

県名	JA名	法人数
山形	山形おきたま	13
宮崎	都城	7
広島	三次	6
島根	いずも	5
岐阜	めぐみの	5
長野	松本ハイランド	4
長野	上那郡	4
岐阜	ぎふ	4
岡山	つやま	4
愛媛	おちいまばり	4
香川	香川県	3
鹿児島	さつま川内	3

(注) () の数字は2004年段階の法人数。

12、鹿児島10法人などが多い反面、青森、三重、大阪、鳥取、徳島、大分は各1法人に止まり、山梨、和歌山のようにJA出資法人がひとつも設立されていない県もあって、地域によって取り組みの差が大きいことが明らかであろう。

さらに、JAの合併と地域における担い手不足の進展により、第3段階からは1JA・複数JA出資法人の事例が増加することになった。表3に示したように、JA山形おきたまは13法人に、JA都城は7法人に、JA三次は6法人に出資しているなど、35JAで109法人に出資しているからである。こうした状況を背景として、今後はJA出資法人間の協同・協業といった新たな課題が重要性を帯びてくることが予想されるといってよいだろう。

3) 経営類型別設立数

表4に発展段階別・経営類型別の法人数の推移を示した。先の図1でみたように段階を追うごとに設立数が急増していること、とくに第4段階における急増が顕著である。そして、段階を追うごとに設立数が増加するだけでなく、類型が多様化していることが指摘される。つまり、近年に至るほど類型の多様化を伴いながら、JA出資法人が急速に設立されているのである。このことは、JA出資法人が各地の多様なニーズに応じて設立される弾力的な内容を有した組織形態であることを物語っているのではないだろうか。

細かくみると、この間やや過大評価された品目横断的経営安定対策対応型法人（家族経営支援型・集落営農育成型法人）は18法人が設立されてはいるものの、特別に多いわけではなく、むしろ急増したのは全体的な農業構造再編の状況¹⁵⁾に対応して集落経営体的法人であり、その設立

表4 JA出資法人の発展段階別・経営類型別設立数

経営類型		個別農業経営的法人	農作業受託会社の法人	JA現業部門会社の法人	集落経営体的法人	総合農企業の法人	品目横断対応型法人	計
法人数	第1段階	3	0	0	3	1	0	7
	第2段階	21	11	2	0	15	0	49
	第3段階	34	11	6	4	18	0	73
	第4段階	41	13	6	36	9	18	123
	計	99	35	14	43	43	18	252
構成割合(%)	第1段階	42.9	0.0	0.0	42.9	14.3	0.0	100
	第2段階	42.9	22.4	4.1	0.0	30.6	0.0	100
	第3段階	46.6	15.1	8.2	5.5	24.7	0.0	100
	第4段階	33.3	10.6	4.9	29.3	7.3	14.6	100
	計	39.3	13.9	5.6	17.1	17.1	7.1	100

(注) 第1段階＝1993年以前の非認知段階

第2段階＝1993年から2000年までの認知段階

第3段階＝2001年から2004年までの羽化段階

第4段階＝2005年以降の品目横断的経営安定対策への対応段階

数は36に及んでいる。とはいえ、設立数では終始一貫して個別農業経営的法人が最大多数を占めていることを決して看過してはならないであろう。これとこれからの発展型である総合農企業的法人を合わせると、全体の56.4%を占めており、これらがJA出資法人の基本形に他ならないといえることができる。

個別農業経営的法人は99法人のうち41法人（41.4%）が第4段階に設立されており、このように短期間に設立が急増したのは、地域における担い手不足が深刻化していることを反映しているものとみることができる。

農作業受託会社の法人は第4段階における設立数が若干多いが、これは設立後の時間が短いため、経営規模拡大が進んでおらず、個別農業経営的法人や総合農企業的法人に移行せず、農作業受託段階に止まっているためと考えられる。

また、第6類型の品目横断的経営安定対策対応型18法人のうち、8法人が愛媛県に集中しているが、これは麦産地において転作麦・裏作麦を耕作し、担い手要件を満たさない多数の農家が家族経営支援型法人に組織されているためである（地元ではこれをJAサポート型法人と呼んでいる）。

4）経営類型と出資金規模

表5によれば、法人の出資金規模は300～500万円が最も多いが、これは旧会社法の有限会社

表5 経営類型別・JA出資金額別法人数

経営類型		個別農業 経営的 法人	農作業 受託会 社 的法人	JA 現業 部門会 社 的法人	集落経営 体的法人	総合農企 業的法人	品目横断 対応型 法人	計	参考 2004 年
出資金規模	5,000万円～	7	2	1	1	6	0	17	9
	2,000～5,000	15	5	2	3	6	0	31	15
	1,000～2,000	15	7	0	3	11	0	36	19
	750～1,000	12	3	4	5	2	2	28	17
	500～750	9	3	3	7	6	2	30	20
	300～500	31	12	1	8	11	2	65	39
	300万円未満	5	2	0	11	1	12	31	3
	計	94	34	11	38	43	18	238	122
構成割合（%）	5,000万円～	7.4	5.9	9.1	2.6	14.0	0.0	7.1	7.4
	2,000～5,000	16.0	14.7	18.2	7.9	14.0	0.0	13.0	12.3
	1,000～2,000	16.0	20.6	0.0	7.9	25.6	0.0	15.1	15.6
	750～1,000	12.8	8.8	36.4	13.2	4.7	11.1	11.8	13.9
	500～750	9.6	8.8	27.3	18.4	14.0	11.1	12.6	16.4
	300～500	33.0	35.3	9.1	21.1	25.6	11.1	27.3	32.0
	300万円未満	5.3	5.9	0.0	28.9	2.3	66.7	13.0	2.5
	計	100	100	100	100	100	100	100	100

の要件（最低資本金300万円）に対応したものであり、必要資本額を用意したというよりは「会社成り」の条件を整えたという性格が強いとみることができる。この階層を除いたその他の階層に、すなわち資本金5000万以上から300万円未満にまで、JA出資法人は比較的均等に分布しており、資本金額の多寡での多様性が存在しているといえる。それは先に述べたように、JA出資法人の種類の多様性にもある程度対応したものとみることができる。とはいえ、1000万円以上に35.3%が集中していること、さらに5000万円以上にも7.4%が存在していることは必要資本額の大きな経営が成立していることを示唆しており、注目に値するといえるだろう。

注意を要するのは、たとえば、集落経営体的法人と品目横断対応型法人（集落営農育成型）は資本金300万円未満が第4段階で急増しているが、これは設立にあたって、機械・施設などを購入せずにJAからのリースに依存するとか、既存の集落営農組織のものを使うことによって初期投資額を最小化していることが背景にあり、必要資本金に満たない大規模経営が存在していることである。いずれにしても経営発展にあわせて、「会社成り」といった対応を超えた自己資本金の充実が重要なことはいまでもないであろう。

5) 経営類型とJA出資割合

表6によれば、JAからの出資割合が90%以上の法人が34.5%、30%未満の法人が42.0%と両極化していることが分かる（両方で76.5%に達する）。

JA現業部門会社会的法人はJAの出資割合90%以上が12法人のうち9法人に達している。これ

表6 経営類型別・JA出資割合別法人数

経営類型		個別農業 経営的 法人	農作業 受託会 社 的法人	JA現業 部門会 社 的法人	集落経営 体的法人	総合農企 業的法人	品目横断 対応型 法人	計	参考 2004年
出資割合規模	90～100%	43	14	9	0	13	3	82	42
	70～90	5	3	1	0	1	2	12	4
	50～70	5	2	0	1	3	1	12	7
	30～50	14	5	1	3	5	4	32	29
	10～30	16	8	1	16	12	4	57	23
	10%未満	10	2	0	18	9	4	43	15
	計	93	34	12	38	43	18	238	120
構成割合（%）	90～100%	46.2	41.2	75.0	0.0	30.2	16.7	34.5	35.0
	70～90	5.4	8.8	8.3	0.0	2.3	11.1	5.0	3.3
	50～70	5.4	5.9	0.0	2.6	7.0	5.6	5.0	5.8
	30～50	15.1	14.7	8.3	7.9	11.6	22.2	13.4	24.2
	10～30	17.2	23.5	8.3	42.1	27.9	22.2	23.9	19.2
	10%未満	10.8	5.9	0.0	47.4	20.9	22.2	18.1	12.5
	計	100	100	100	100	100	100	100	100

表 7 JA 出資法人の経営規模

	法人数	割合 (%)
500ha 以上	5	3.9
100 ～ 500ha	14	10.9
50 ～ 100ha	19	14.8
30 ～ 50ha	22	17.2
10 ～ 30ha	39	30.5
5 ～ 10ha	12	9.4
1 ～ 5ha	10	7.8
1ha 未満	7	5.5
計	128	100

(注) 面積は「水田面積＋(水稲3作業受託面積／3)＋畑面積」。

はJAが行なってきた農業関連サービス事業（育苗センター、ライスセンター、カントリーエレベーター等）をJA本体から切り離し、JA出資法人に移管するものであって、JA出資法人はJAの子会社性格が濃厚である。これとは対照的に集落経営体的法人と総合農企業的法人ではJA出資割合30%未満の法人の割合がそれぞれ89.5%、48.8%と高い。集落経営体的法人は農事組合法人がほとんどであり、農事組合法人における1人1議決権という組合員の平等性確保が重要な存立基盤として作用しているものと考えられる。

6) 経営面積規模

2007年におけるJA出資法人の経営面積規模別分布を表7に示した。100ha以上に19法人（14.8%）あり、50ha以上でも38法人（29.8%）に達していることから、日本における大規模経営体の一角をJA出資法人が占めていることが分かる。2004年における74法人のデータでは100ha以上が8法人、50ha以上が18法人だったから、大規模な法人が着実に増加しているといつてよいであろう。

50ha以上の38法人のうち北海道は7法人に止まっており、都府県においてもJA出資法人が設立後の年数を経るのに対応して順調に規模拡大を進めていることが注目されることである。他方で30ha未満に68法人（53.2%）が存在しており、依然として小規模な法人が多く、規模の面でも多様性が極めて大きいといえる。

このような中で、近年は設立初年度から大きい規模でスタートする法人がみられるが、これは集落営農にJAが出資した集落経営体的法人と品目横断対応型法人でとくに多いといつてよい。

(4) JA出資法人をめぐる諸問題検討のための調査対象の概要

表8はJA出資法人の6つの類型を代表する法人の概要を整理したものであるが、以下にその特徴を簡潔に示しておこう。

表 8 JA 出資農業生産法人の諸類型

法人名	(株) グリーン ちゅうず	(有) 堀農さふ	(有) ジュエイイファーム みやぎ中実	(有) きらり農高木	(有) アグリセンター 都城	(有) グリーンパワーなのはな	(株) ひびきの農産	(株) アグリパートナー
県名	滋賀	岐阜	宮崎	宮崎	宮崎	富山	埼玉	新潟
法人の種類	個別農業経営的法人	農作業受託会社的法人	JA 現業部門会社的法人	集落経営体的法人	総合農企的法人	総合農企的法人	品目横断的経営安定対策 対応型法人	品目横断的経営安定対策 対応型法人
法人の特徴	米・麦・大豆＝毛作による大規模経営	再委託を通じた集落営農支援	新規就農事業による地域活性化に寄与	大規模集落営農	畑作総合経営	水稲専作型大経営	家族支援型	集落営農育成型
設立年月	1991.12	2002.7	2006.2	2006.4	2001.7	1996.7	2006.5	2007.1
出資総額 (万円)	1,000	1,000	990	2,048	1,000	500	500	310
JA 出資割合 (%)	25.0	98.5	96.0	7.3	95.0	97.0	2.6	96.8
役員数 / うち常勤	13 / 12	4 / 4	16 / 16	10 / 7	57 / 55	15 / 14	7 / 2	3 / 1
元 JA / JA 出向	4 / 0	0 / 2	0 / 2	0 / 0	2 / JA 元 2	0 / 2	0 / 2	1 / 0
JA からの支援内容	機械リース	職員出向・機械リース	職員出向	※ 元 JA 職員による運営・経営指導	事務所提供	職員出向・機械リース	職員出向	1 機械リース
機械・施設の所有状況	法人所有 > JA リース	法人所有の機械を集落営農組織などにもリースしている	法人所有 ※ 組合員からの購入	高木営農改善組合から有償借り受け (現在は法人所有)	JA からリース	法人所有 > JA リース	法人は機械を所有せず、作業はそれぞれの家族経営で実施	JA 子会社所有の機械を作業班にリースしている
総経営面積 (経営+作業) (ha)	285.1	41.4	19.7	142.6	299.8	211.8	612.8	262.4
経営面積 (所有+借入)	140.0	0.3	13.8	131.6	191.7	200.3	612.8	262.4
水稲	99.0	0.3	—	11.7	10.2	137.3	—	170
小麦	49.0	—	—	0.0	—	—	612.8	—
大豆	44.0	—	—	36.6	茶 126.7	17.9	—	59.7
その他	野菜 2.0	—	施設園芸・露地野菜	バレイショ 19.3 カンショ 10.9 飼料 53.1	原料甘藷 22.6、里芋 2.1 バレイショ 2.0 等	野菜 1.5 レンゲ等 43.6	—	23.7
作業受託換算面積	水稲 3 作業受託 5.1 麦・大豆収穫等 140.0	水稲 3 作業受託 103.7 うち、再委託 62.6	水稲 3 作業受託 5.9	水稲 3 作業受託 11.0 防除 265.3	一畝でも 109.1 水稲育苗 543,108 箱	水稲 3 作業 11.5	なし	なし
冬期間の事業内容	農機械修理 露地野菜栽培	農機械修理	露地野菜栽培 施設園芸	露地野菜栽培	通年栽培・作業	雪除作業、柿・板栗、露地野菜栽培、苎への出向	なし	なし
売上高 (2007 年度)			○		○			—
5 億円以上						○	○	—
1 ～ 5 億円未満	○							
1 億未満		○		○				
当期利益率 (%)	14.6	2.6	6.9	3.3	1.4	4.2	0.9	—

(注) 経営面積は 2007 年で、売上高は農産物販売金額と作業受託料金の合計。

(出所) アンケート調査表と個別聞き取り調査により作成。

個別農業経営的法人 ＝（株）グリーンちゅうず

設立してから17年目になる当法人は、米・麦・大豆二毛作経営を持続的に規模拡大し、現在従業者12人で、140haにまで到達した最優良経営の一つである。JAからの出資割合は低いが、JAとの関係は密である。水稻の作付品種を9つにして作期分散を図るなどの経営の効率化により、持続的に黒字を達成しているが、2003年からはさらに冬期の野菜栽培を始めている。

農作業受託会社の法人 ＝（有）援農ぎふ

JAからの出資割合が98.5%でJAの完全子会社的性格を持つ当法人は、経営面積がわずかに0.3haの典型的な農作業受託会社の法人である。集落営農組織、地域の担い手農家に次ぐ第3の組織として位置づけられており、2007年の作業受託面積（経営面積換算）103.7haのうち62.6haを集落営農組織に再委託し、それらの担い手としての自立化＝法人化を支援している。

JA現業部門会社の法人 ＝（有）ジェイエイファームみやざき中央

当法人は有数の施設園芸地帯である宮崎市で2006年2月に設立されたばかりの新しい法人である。JAからの出資割合は96.0%で、2人が出向している。主な事業は遊休農地や施設を活用した農業経営（水稻・野菜育苗）、担い手育成研修事業、農作業受託による営農支援などだが、新規就農研修事業ではすでに実績をあげ、地域の活性化と農業振興に貢献している。

集落経営体的法人 ＝（農）きらり農場高木

2006年4月に地域の地権者394人のうち311人とJA都城が出資者となって結成した大規模農事組合法人であり、20年近くの農作業受託の実績を有する任意組合「高木営農改善組合」の後継組織。任意組合のときは転作作業受託中心であったが、法人設立後は水稻作付面積も増加して、2007年の実質的な経営面積130ha超に達する経営主体に移行しつつある。

総合農企業的法人 ＝（有）アグリセンター 都城

当法人は農業サービス事業体と土地利用型農業経営の二つの機能を併せもち、2007年度売上高6億円超に及ぶ有数の大規模法人である。一方ではJA都城の農業関連サービス現業部門をJA本体から切り離し、分社化した子会社であり（51人の正職員はいずれもJA職員からの異動）、他方では製茶業者伊藤園との間に締結した100haに達する大規模な茶園経営主体である。

総合農企業的法人 ＝（有）グリーンパワーなのはな

当法人は2007年の水稻作付が137.8haに達する水稻単作型大経営で、他の担い手がきわめて不足する地域農業の最後の担い手として位置づけられている。経営面積は設立後11年の2007年に199.0haまで増加した。15人に及ぶ職員の周年就業を図るため、冬期の除雪作業、焼芋販売、露地野菜栽培に加え、フランチャイズ契約による通年的な「便利屋」事業に取り組んでいる。

品目横断的経営安定対策対応型法人（家族経営支援型）＝（株）ひびきの農産

当法人は有数の小麦産地である埼玉県本庄市で2006年5月に設立された、4市町村の492戸に及ぶ多数の家族経営を束ねた経理一元組織である。種子小麦の生産量は全国一であるものの、栽

培農家の小麦作付面積が平均 1 ha で大部分が品目横断対策の対象にならないため、補助金の受け皿組織として J A 出資法人を立ち上げたが、その役割を超えた効果が現れている。

品目横断的経営安定対策対応型法人（集落営農育成型）＝（株）アグリパートナー

品目横断対策の規模要件を充足できない農家を集落営農に組織化し、地域農業を守るために 2007 年 1 月に補助金受け皿組織として設立された。法人に参加できるのは地域で合意がとれた組織だけで、個人は作業班員としての参加のみが認められる。参加組織は 5 年以内に法人化して独立することが条件だが、当法人自体が直営農業経営を始め、農業経営体への発展をみせている。

以上の事例を念頭におきながら、以下では J A 出資法人が直面する諸問題を検討することにする。

3. J A 出資農業生産法人のあり方をめぐる諸問題について

ここではいよいよ J A 出資法人が当面する諸問題を 7 つの課題領域に分けて検討する。しかし、7 つの課題領域を満遍なく取り扱うのではなく、（１）「最後の担い手」論から「最後の守り手」へ、と（５）職員の周年就業確保をめぐる問題について、に重点をおいて検討することにした。なぜなら、J A 出資法人の経営類型の多様化が一層進展する中で改めて J A 出資法人とは何なのかが問われており、前者はその性格規定を明確にすることを目指すものだからである。それは J A 出資法人の設立・運営原則の再検討の課題に対応するものだということもできる。

また、耕種部門の法人農業経営が直面する冬期の就業確保問題は、J A 出資法人が規模拡大を通じて経営の安定化を達成した後でも不断に解決を迫られる「宿命的」な問題である。すでに多数の J A 出資法人が設立され、少なくない法人が設立期を過ぎて安定期に入りつつある今、改めてこの問題にメスを入れることが求められている。それが後者の課題ということになる。

（１）「最後の担い手」論から「最後の守り手」論へ

１）法人は自らをどう位置づけているか

J A 出資法人は 1993 年の農地法改正で法的認知を受ける前後から各地で設立されてきた。その際、しばしば第 1 の担い手としての家族農業経営や法人経営、第 2 の担い手としての集落営農に次ぐ第 3 の担い手＝「最後の担い手」という位置づけが与えられてきた。J A 出資法人の設立にあたって、J A としてはこの順番で担い手に優位性を与えており、どこにも「担い手がないような地域に限って」、「やむをえず」設立するのが J A 出資法人だという説明をしてきたからである。

しかし、「最後の担い手」という位置づけが与えられてきたにもかかわらず、実際には他の担い手が存在しており、これと競合する場合も少なからずあった。つまり必ずしも「最後の担い

表9 法人の位置づけについて

法人の位置づけ	法人数	(%)
他の担い手が極めて不足しており、地域農業の最後の担い手として発展させていく	40	25.3
他の担い手もいるが、地域における有力な担い手の一つとして、他の担い手と協調しながら発展させていく	88	55.7
他の担い手があり、地域における多様な担い手の一つに止まって、他の担い手の育成・支援の役割を担っていく	21	13.3
その他	9	5.7
計	158	100

手」ではなかったわけである。反対に、J A出資法人に主として地域農業の「担い手育成機能」を求め、J A出資法人自体の経営的發展を求めない場合も存在している。ここでは「担い手」としての機能よりも、「担い手を育成する機能」が重視されていることになる。

そこで、アンケート調査ではJ A出資法人が自らの位置づけをどのように考えているかを記入してもらった。表9にその結果を示した。これによれば、第1に、「他の担い手が極めて不足しており、地域農業の最後の担い手として発展させていく」と答えたのが25.2%あった。つまり、1/4のJ A出資法人は事実上、地域農業の「最後の担い手」になっており、当初に想定されていた役割を担う法人であって、地域の他の担い手との競合問題はそもそも存在しない性格の法人であるといえることができる。

しかし、第2の「他の担い手もいるが、地域における有力な担い手の一つとして、他の担い手と協調しながら発展させていく」という法人は56.0%と過半に達し、J A出資法人の最も支配的な形態であった。つまり、J A出資法人は地域に担い手が全くなくなった「危機的」あるいは「絶望的」な状態に至ってから設立されたものを中心なのではなく、そうなる前に「予防的な役割」をもって設立されたものだといえるべきなのである。したがって、J A出資法人の側で、「他の担い手と協調しながら発展させていく」と述べているとしても、競合が存在する可能性は否定できないとみるべきであろう。

とはいえ、注目すべきは第3に、「他の担い手があり、地域における多様な担い手の一つに止まって、他の担い手の育成・支援の役割を担っていく」と答えた法人が13.2%と少なくない割合を占めていることである。ここではJ A出資法人が「担い手」の機能を有しているとしても、それは決して「最後の担い手」の機能ではなく、「多様な担い手の一つに止まる」ものにすぎないと判断されている。そして、単に担い手の機能を担うだけでなく、「他の担い手の育成・支援の役割を担う」ことが重要な役割だと認識されているのである。こうしたタイプのJ A出資法人を「最後の担い手」という枠組みに押し込めて理解することはできないといえるべきであろう。

今、以上の三つのタイプを「最後で唯一の担い手」、「最後だが唯一ではない担い手」、「多様な担い手の一つ、担い手育成・支援法人」と整理して、これらの地域別分布を示したのが表10

表 10 農業地域別の JA 出資法人のタイプ別分布

	都市	平地	中間	山間
最後で唯一の担い手	3	9	17	19
最後だが唯一ではない担い手	10	36	31	13
多様な担い手の一つ、担い手育成・支援	1	1	5	1

である。これによれば、容易に予想されたように、「最後で唯一の担い手」は山間地域←中間地域←平地地域←都市的地域の序列に著しく傾斜した分布を示し、担い手の賦存状況に照応したものであることが分かる。しかし、「最後だが唯一ではない担い手」となると、重心はむしろ平地地域・都市的地域にシフトし、JA出資法人が地域ごとの条件に応じた多様な性格のものとして組織されていることが示されている。また第3のタイプである「多様な担い手の一つ、担い手育成・支援法人」は中間地域に多いものの、各地域に分布しているといった具合である。

以上の分析を踏まえて、「最後の担い手」というJA出資法人のこれまでの位置づけは、「最後の守り手」という新たな位置づけにとって代わられるべきであると指摘しておきたい。先の第3のタイプを「駆け込み寺」と呼び、担い手の機能とともに農地の耕作・利用主体を見つける機能をもった法人と位置づければ、「最後で唯一の担い手」・「最後だが唯一ではない担い手」・「駆け込み寺」という三つのタイプを包含する法人の性格は地域農業の「最後の守り手」というのがふさわしいのではないだろうか。「守り手」という表現には「担い手」に限定されない「担い手育成機能」をも含む地域農業全体への責任が含意されているからである。

2) 大規模経営の一挙的消滅といった新たな状況の出現

すでに表1を用いて説明したように、近年は比較的大規模な農家でも農業後継者が確保できず、高齢化や病気・事故などを契機として一挙に離農や自給的農家化を余儀なくされる割合が高まっている。このような場合にはそれまで耕作されていた農地が一挙に貸付に回らざるをえず、大規模な経営体でなければ集積された農地の一括的な引き受けは困難である。そこに、ある程度の規模を有したJA出資法人が果たす独自の役割があるのではないかと推察される。このような問題意識に基づいて、表11に示したように、JA出資法人または近隣の農業経営が他の経営の経営面積を一挙に引き受けた事例を尋ねた。

「最近、地域農業の担い手であった認定農業者や大規模経営が病気・事故・高齢化・経営事情の悪化などによって、一挙に農地を貸し付けざるをえなくなる事態が発生したことがあるか」という問いに対して、34法人が「ある」と答え、また、「近い将来にそうした事態が予想される可能性がある」と答えたのが59法人に達していた。実に多くの法人がすでに、あるいは近い将来にそうした事態に遭遇することを予想していることは十分に注目してよいであろう。

実績がある34法人（1法人は面積が不明）について詳しくみると、JA出資法人が全面積を引

表 11 他の経営の経営面積を一挙に引き受けた事例

引き受け状況		経営数	引き受け面積	法人数
JA 出資法人	全面積	13	50ha 以上	2
	半分以上	5	10 ～ 50ha	5
	半分以下	4	5 ～ 10ha	4
その他の経営		11	1 ～ 5ha	10
計		33	1ha 未満	4
			計	25

き受けた場合が13、半分以上を引き受けたが5、半分以下を引き受けたが4あり、JA出資法人以外の他の経営が全部引き受けたのが11例あった。JA出資法人が引き受けた場合は13/22と過半が一括引き受けとなっている。このことは一方で農地一括引き受けに対してJA出資法人が果たす役割が極めて大きいことを示すとともに、他方では、JA出資法人が恐らくは担い手機能だけでなく、合理化法人としてのJAとともに農地利用調整機能をも果たし、引き受け農地の担い手間における再配分に関与していることを示唆しているのではないかと（地域農業の「最後の守り手」という役割）。

引き受けた経験のある25のJA出資法人（先の22法人とは完全には重なっていない）が引き受けた総面積は318.0haにも達し、その原因については病気が11で最も多く、高齢化6、経営悪化5、事故3という順になっていた（病気・事故という予期せぬ出来事の割合が高いことが注目される）。また、法人が引き受けた面積では10ha以上が7法人になっているばかりでなく、50ha以上も2法人あるなど、大規模経営の撤退という事態が一部の特異な現象ではないことが明らかである。

具体的な例をあげると、（有）グリーンパワーなのはな（富山市）の場合は、2002年に20haと15ha規模の2つの集落営農組合が高齢化による後継者不足と組合長の病気により解散することになったとき、その経営面積を全部引き受けただけでなく、営農組合のオペレーター7名を法人の従業員として採用して、地域農業の維持と就業の確保に貢献したのである。

また、岐阜県の（有）サポートいびでは2005年1月に大規模農家の人が急逝し、また2月にも大規模農家の人が長期療養に入ったため、いずれもJA出資法人が地元の認定農家と協力しながら、それらの担い手が管理していた農地を引き受けている。

以上のように、高齢化と後継者不足で農業経営が放棄されざるをえなくなるだけでなく、予期せぬ病気・事故で突然に農業経営が中断されるような事態が発生する中で、大面積の農地が一挙に貸付に出されたとき、小規模な担い手では対応できないことが考えられる。もし大規模の農地を引き受ける経営体が存在しない場合、せっかく集積化された農地が再び分散してしまう恐れも存在している。このような場合に、ある程度の規模を有するJA出資法人が存在し、一括して

農地を引き受けることができれば、農地集積（全面積）の継続が担保される点で重要な意義があると考えられる。

3) 担い手育成を重視したJA出資法人

次に、「最後の守り手」としての位置づけにとって重要な担い手育成機能についてみておこう。ここでは、設立当初から集落の営農組合組織及び中核的農家等との共生を基礎として、地域農業の担い手としての第3の組織として設立された（有）援農ぎふ（水田における集落営農育成）、および新規就農研修事業を通じて担い手育成と地域活性化に貢献している（有）ジェイエイファームみやざき中央（施設園芸における新規就農）の事例を中心とし、（有）アグリランド松本（露地野菜の新規就農）と（有）農地ホスピタル朝日（野菜連作障害農地の治療を利用した新規就農）の事例を補足的に紹介し、JA出資法人における担い手育成の意味を明らかにしたい。

（有）援農ぎふ 都市農協であるJAぎふからの出資割合が98.5%を占める完全子会社として設立された（有）援農ぎふは典型的な農作業受託会社の法人である。法人だけでは対応できない委託作業を、農業機械を所有する地域内の担い手や営農組合に再委託するなど、地域内の担い手のできるかぎり活用する方法で事業を行うことによって、地域農業の維持・発展を図っているところに特徴がある。現在の職員2人は法人の設立とともにJAから出向したJAの営農部職員で、役職員の報酬・賃金はJAと同水準であり、法人から支給されている。

（有）援農ぎふの主な業務は水稻の農作業受託であり、2004年度からの水稻作付は毎年0.3haにすぎない。作業受託面積と再委託面積の推移を表12に示した。これによると、作業受託面積は2006年までは順調に増加してきたが、2007年には若干後退気味であり、JA出資法人の活動が停滞しているようにみえる。しかし、個別受託作業面積を経営面積に換算した欄に示されるように、第1に、経営面積（換算値）は2006年まで増加し、2007年には若干減少しているが、第2に、再委託面積は2003年の30.6haから2007年の62.6haへと着実に増加してきていることが明らかである。つまり、（有）援農ぎふは引き受けた作業受託面積のより多くの部分を再委託に回し、再委託に応じた営農組織・個人経営を担い手として育成する方針を意識的に取っているのである。2003年の再委託率33.4%は2007年には60.4%にまで高まっていることがその何よりの証左であるといつてよい。反対に自己が直接に作業受託した経営面積（換算値）は2003年の61.1haから順に2004年63.7ha、2005年67.4ha、2006年56.5ha、2007年41.21haと推移しており、すでに2005年にはピークに達し、以後は減少していたのである。

そこで、（有）援農ぎふの管轄下にある地域においてこの間に法人化した集落営農組織の一覧を表13に示した。2004年6月から2008年8月までの短期間に6法人が誕生したが、このうちの網掛けした2法人、すなわち（有）合渡水田夢クラブと（有）七郷営農は（有）援農ぎふからの作業再委託を重要な基礎として法人化を果たしていること、それが品目横断的経営安定対策の実施

表 12 (有) 援農ぎふの作業受託面積と再委託面積の推移

単位：ha

年	2003		2004		2005		2006		2007	
①耕 起	46.9	(6.5)	53.9	(17.7)	63.6	(28.9)	66.6	(40.3)	49.7	(30.7)
②代かき	38.4	(9.0)	41.1	(12.5)	42.3	(14.3)	42.6	(27.1)	41.1	(26.3)
③田 植	73.9	(17.2)	90.1	(32.3)	91.3	(32.6)	95.2	(40.8)	93.7	(50.3)
④収 穫	158.5	(66.9)	168.8	(67.8)	165.0	(53.0)	171.1	(77.0)	172.0	(109.1)
⑤経営面積 (換算値)	91.7	(30.6)	102.1	(38.4)	103.1	(35.7)	107.0	(50.5)	103.7	(62.6)

(注) () は再委託の面積で、経営面積⑤＝ {(①+②) / 2 + ③+④} / ③。

(出所) (有) 援農ぎふの資料により作成。

表 13 法人化した集落営農組織の概況

単位：ha

法人名	設立年月	オペレー ター数	経営面積		水稲 3 作業 受託面積
			水稲	麦	
(有) 三輪北農産	2004.06	10	14.7	2.0	17.8
(有) 芥見農産	2006.03	4	21.0	11.5	23.3
(有) アグリファーム上城	2006.04	10	8.5	10.6	14.6
(有) 合渡水田夢クラブ ※	2006.04	3	4.7	12.0	15.4
(有) 三輪南農産	2008.02	4	—	11.6	11.4
(有) 七郷営農 ※	2008.02	17	—	—	12.7

(注) ※の法人は(有) 援農ぎふから再委託されているところ。

(出所) (有) 援農ぎふの資料により作成。

時期に重なっていることが読み取れるであろう。

(有) 援農ぎふは設立時には職員 3 名が J A から出向していたが、2007 年に自ら作業受託する面積がピークだった 2005 年の 2/3 になると職員 1 名を J A のカントリーエレベーターに異動し、現在は 2 名となっている。そのため、農繁期には臨時雇を導入したり、J A の職員が週末を利用して作業を行ったりしている (J A との間に契約を結んでいる)。

とくに注目されるのが、(有) 援農ぎふが強力に後押しして設立した (有) 合渡水田夢クラブのオペレーターで、12 名のうち 5 名が J A の現役職員だからである。J A の職員は営農組合設立当時からオペレーターとして参加していたが、法人化後の現在も農繁期には J A の許可を得て休暇を取って農作業に従事している。J A 職員もまた地域農業における担い手であることを J A が認識し、農繁期における職員の特別な休暇を認めているのである。

このように、(有) 援農ぎふは今後も兼業農家や高齢農家等から委託された農作業を地域内の担い手に再委託し、法人自体の規模拡大よりも地域内の他の担い手の育成を重視しながら、地域農業の維持・発展を図る方針を取ることになっている。まさに地域農業の「最後の守り手」と呼ぶのにふさわしい組織運営を目指しているといえるであろう。

ところで、今回のアンケート調査結果によれば、法人の事業分野のうちに「担い手研修事業」

を含めている法人は9あったが、今後、法人が取り組みたい活動のうちに「研修事業による担い手育成」を考えているのは29法人存在していた。従来はＪＡ出資法人自体が地域農業における「最後の担い手」という位置づけから、できるだけ早く収益性をあげて経営を安定させることが最優先されていたため、地域農業の担い手を育成するという余裕がなかったといえる。しかし、後にみるようにＪＡ出資法人の経営の安定性は規模拡大とともに着実に進展しており、そうした事情を背景として、担い手育成のための取り組みに着手する、あるいは着手しようとする法人が増えつつあるのではないかと。

（有）ジェイエイファームみやざき中央 全国有数の施設園芸地帯である宮崎市で2006年2月に設立された（有）ジェイエイファームみやざき中央は、地域農業振興と地域の活性化、ＪＡと一体となった総合的な営農支援体制の構築、地域資源継承と新たな農業興しを目的とし、ＪＡ機能の不足部分を担うことが課題とされた。当法人は設立当年から「新規就農研修事業」をスタートさせたが、その背景としては規模拡大志向農家だけでは地域の農業資源活用に限界があること、離農・リタイアに伴う遊休農地・施設・農業機械等が増加しているにもかかわらず、地元に後継者・借り手・買い手がないという問題があった。他方で「農業をやりたい」という農外の若者がいるが、彼らには農地・資金・技術がないことが問題とされたのである。当法人が新規就農研修事業として目指したものは、農地・施設・技術・手持ち資金がなくても、本人のやる気と信念さえあれば就農できるシステムを作ることであった。

当法人における研修の応募は一年中受け付け、５～６月の間の審査を経て、８月から研修が始まる。１年間の研修期間中は、宮崎市高岡町にある研修圃場でキュウリ、トマト、いちご、メロン、ピーマンなどを実地栽培する。栽培技術の指導は２人の元ＪＡ職員である専属指導員が担当している。圃場研修のほかにも表14のように座学で経営管理や栽培技術などの知識や技術を習得している。そこには単なる作業技術だけではなく、実際に独立し経営するときに必要となる内容まで含まれていることが特徴である。農作業日誌のつけ方、補助事業・リース事業の説明会、大型特殊機械の講習、先進農家の視察などの多様なプログラムが用意されるとともに、研修生は地域農家との交流会にも積極的に参加し、様々な情報と意見を交換している。以上のような１年間の研修を修了した後は、地域内で自ら農業経営を始めることが原則となっている。研修生の年齢制限は設けてないが、概ね50歳程度を上限として考えている。１年の研修期間には月10万円の給料（生活費）が支給される。給料は宮崎市の「ＪＡ出資型農業生産法人研修支援事業」の助成とＪＡの助成が半分ずつとなっている、国からの助成はない。

表15は2006年８月～08年７月までの二期の研修生の就農状況を、表16は2008年８月からの研修生の前職などを示したものである。これによれば、第Ⅰ期４人、第Ⅱ期８人が研修修了後に実際に地域内で農業を開始または就農準備中であり、今年も８人が研修中となっている。研修生の前職はほとんどが会社員で沖縄、福岡、千葉、東京など県外から来た人も現在までに６人いる。第

表 14 (有) ジェイエイファームみやざき中央の新規就農研修におけるカリキュラム

時期	座学・経営管理研修	その他の研修等
08 月	農作業日誌のつけ方、土づくりについて	開講式、オリエンテーション、各施設見学、育苗（接木）研修
09 月	農政の一般知識、施設園芸資材・機器について、農機具安全講習会、農業について	地域農家との交流会
10 月	—	青年部大会、先進農家視察
11 月	農業経営について	先進農家視察
12 月	補助事業、リース事業説明会	先進農家視察
01 月	就農支援資金・就農認定説明会 大型特殊機械講習・試験	先進農家視察
02 月	—	中間報告検討会
03 月	経営管理研修、就農認定計画書作成	新農業人セミナー、先進農家視察 経営シミュレーション作成
04 月	就農認定計画書提出（各市町村）	県外視察研修
05 月	—	先進農家視察
06 月	—	就農準備、成果発表資料作成
07 月	—	成果発表会・閉校式

（出所）（有）ジェイエイファームみやざき中央の資料により作成。

表 15 (有) ジェイエイファームみやざき中央の研修生の就農状況概要

研修年度	出身地	年齢	前職	就農品目	就農状況
(第Ⅰ期) 2006.8 ～2007.7	宮崎	24	老人ホーム勤務	キュウリ	祖父の経営を引き継ぎ、栽培中
	宮崎	27	農家 (親の手伝い)	養鶏	ミニトマト栽培予定であったが、養鶏農家との婚姻関係で、養鶏に取り組み中
	宮崎	37	会社員	ミニトマト	妻と 20a 規模で栽培中
	沖縄	52	会社員	キュウリ	妻と 22a 規模で栽培中、息子も参加させ、規模拡大予定
(第Ⅱ期) 2007.8 ～2008.7	宮崎	28	農業研修生	イチゴ	妻と 20a 規模で栽培準備中
	宮崎	33	会社員	トマト	法人にて高度研修中
	千葉	38	会社員	ミニトマト	25a 規模で栽培準備中、将来は果樹生産も希望
	宮崎	38	会社員	キュウリ	父と同経営で、栽培準備中
	宮崎	43	会社員	キュウリ	15a 規模で、栽培準備中
	宮崎	49	会社員	イチゴ	10a 規模で栽培準備中、水稻作付けも予定
	福岡	51	会社員	キュウリ	法人の施設で 15a 規模で栽培準備中
	宮崎	55	自衛隊勤務	キュウリ	25a 規模で栽培準備中

（出所）（有）ジェイエイファームみやざき中央の資料により作成。

表 16 (有) ジェイエイファームみやざき中央の 2008 年度新規就農業研修生

出身地	年齢	前職	希望作目	備考
宮崎	25	会社員	トマト	ミニトマトの農家子弟、田も所有
宮崎	25	会社員	キュウリ	実家にて親の後継を希望
宮崎	29	会社員	トマト	実家は大玉トマト経営、父と違う経営を行いたい
京都	30	造園業	トマト	夫婦で就農希望
東京	30	会社員	キュウリ	彼女の祖母が宮崎在住
宮崎	32	無職	畜産	実父が畜産経営
宮崎	33	アルバイト	キュウリ	農地確保見込みあり
長崎	42	会社員	キュウリ	農業経験無

(出所) (有) ジェイエイファームみやざき中央の資料により作成。

I 期は30代までが3名だったが、第Ⅱ期は4名、第Ⅲ期は7名と若い研修生・就農者の割合が高まり、成功裏に事業が進められている。こうして、1年間で約8人が研修事業を修了した後に管内で就農することが10年続けば、地域の農業が維持でき、地域全体の活性化にもつながることになると構想されている。

就農した人の中には離農した農家のハウスや機械などを借り受けて独立した場合もあるが、最初から必要なものが揃っているのが何より大きいメリットである。通常ならば経営を始めるときには施設投資のため多額の資本金が必要であり、負債を抱えてスタートしなくてはならないが、そのような負担がないのでより早く経営の安定化が可能となると考えられている。

みられるように、当法人の「新規就農研修事業」は行政とJAのバックアップの下に開始直後から大きな成果を収めている。ここでは遊休施設等の活用が離農者にとっても、それらに資金を融資していたJAにとっても、新規就農者にとっても利益となる「三方一両得」の状態を生み出しているだけでなく、産地の大規模化という形で地域農業の発展に貢献していこうという点が特筆される。

当法人は施設園芸における育苗施設の拠点として研修と生産を兼併しながら事業展開するとともに、新規就農者とは苗や床土供給などで恒常的な関係を取り結ぶことが期待される。また、JAも資金融資や資材・施設供給などで新規就農者との関係を取り結び、生産物の販売を担当することを通じて、新たな組合員の獲得が可能になるといった具合にである。ここでは、稲作などの土地利用型農業の場合とは異なって、農地資源をめぐる担い手間の獲得競争といった問題が発生しないからである。

(有) アグリランド松本・(有) 農地ホスピタル朝日¹⁶⁾ JA松本ハイランド(長野県)管内にある二つのJA出資法人は(有) ジェイエイファームみやざき中央とは異なって露地野菜・果樹における新規就農事業を実施している。(有) アグリランド松本は最も古いJA出資法人の一つであるが、松本市の「松本新規就農者育成対策」により、JA松本ハイランドが実施主体となっ

て受け入れた新規就農者の実践研修の場を提供している。研修生はリンゴ、ブドウ、セロリ、スイカ、花きなどから適切な品目を選択し、当法人で栽培技術、農業経営などを3年間学んだ後に、農家として自立することになっている。

(有) アグリランド松本は農地保有合理化事業を通じて借り受けた農地を実践研修農地として提供している。ここでは、3年間の研修終了後に、農家要件を満たすために研修圃場をそのまま引き継がせ、農家として自立させる方針を取っているところが特徴的である。研修生の経済的支援としてはJ Aと松本市が月7万円の「営農生活支援資金」を、県担い手育成基金により長野県が月4万円を支給している(合計で月11万円)。研修に必要な農業機械は研修生ごとに無償貸与し、研修終了後に取得額の10%で研修生に払下げて、就農支援としている。2002年度に研修制度が開始して以来、2007年度までに19名が研修を終了し、農家として地域農業の担い手となって活躍している。

(有) 農地ホスピタル朝日ではJ A松本ハイランドによる「朝日新規就農研修支援事業」により新規就農者を受け入れ、J A直営による野菜苗生産工場と(有) 農地ホスピタル朝日を実践研修の場として、3年間研修させ、農家として自立させている。1年目はJ A直営野菜苗生産工場でJ A松本ハイランド臨時雇用員就業規則に基づき臨時社員として雇用し、苗作りの技術を習得させる。2～3年目は当法人でアルバイトとして雇用し、露地栽培の技術を実践する研修を行う。2～3年の研修終了後は農家要件を満たすために(有) 農地ホスピタル朝日でクリーン化した農地を引き継がせ、農家として自立させている。

新規就農者に対する経済的支援としては、J A松本ハイランドの臨時職員、(有) 農地ホスピタル朝日のアルバイト雇用による給与支払と県担い手育成基金を活用して月4万円が支給される。法人設立以降2007年度までに4名が研修を修了し、農家として地域の担い手として活躍している。現在は夫婦が研修中である。

以上の事例のように、近年はJ A出資法人のうちにわずかであるが、法人みずからが担い手であるだけでなく、積極的に「新規就農研修事業」などを通じて地域農業の担い手育成に貢献する取り組みが増大してきている。これもまた、「最後の守り手」という新たな性格規定にふさわしいJ A出資法人の役割だといえることができる。

4) 作業再委託を通じた他の担い手・地権者との関係

すでに述べたように、設立後の期間が長くなるにつれてJ A出資法人の経営面積は着実に拡大している。しかし、同時に耕作や作業受託の範囲がますます広域にわたることから、圃場の水管理、農道・畦畔等の管理・除草作業について大きな困難を抱えるケースが数多くみられる。しかも零細な農地が分散している場合には法人の限られた労働力だけではカバーできないなど、経営赤字の原因となる場合も少なくない。法人が抱える問題点に関するアンケートへの回答でも「ほ場分散が厳しいことや条件不利地が多いため、効率が悪い」というのが104法人と最も多かった

表 17 JA 出資法人の水稲作業における再委託について（実施法人数）

耕起・代かき	田植	草刈	水管理	防除	収穫	乾燥・調製
14	12	13	10	8	12	10

ように、圃場が分散したままの経営規模拡大はしばしば経営を圧迫する重大な要因となる。

このような問題を解決するためには法人の労働力だけではなく、「地域の農地は地域で守る」という観点からでもできるだけ農地や農作業の委託者や地元の農家に水管理や農道・畦畔の管理・除草作業などを再委託していく方案が考えられる。アンケート調査では、法人が引き受けた水稲関係の農地経営や農作業受託を他の個人農家や組織などに再委託しているか否かについて聞いた。表17によれば、再委託を行っている法人は28あり、作業種類別にみると、耕起・代かき14法人、田植12法人、草刈13法人、水管理10法人、防除8法人、収穫12法人、乾燥10法人で（複数応答）、再委託先は個人の担い手や集落内の営農組合となっており、少なくない法人で再委託が実施されていることが明らかになった。

たとえば、姫路市の（有）ひめのうグリーンでは2007年度の再委託は草刈55.0ha、水管理38.0ha、防除51.5ha、乾燥38.0haとかなりの大面積にのぼっている。ここでは、水管理を地権者や集落に任せているが、地権者が行う場合は10a当たり4,000円が支払われている。畦草刈りは法人が行っているが、地権者が行う場合には10a当たり4,000円が支払われている。これは少なくない水田が法人の事務所からかなり遠距離にあり、散在していて、水管理は少数の社員ではどうても対応しきれないためであるが、一方では地権者に農家としての意識を持ち続けてもらいたいためでもある。もし、農家としての意識がなくなれば自分で耕作しない農地は売却されたり転用されたりする可能性が高まって、地域農業を守ることが困難になるとの判断にたつてのことである。なお、法人では委託された草刈り作業の一部を地域内集落の老人会に再委託することにより、地域内労働力を活用する方針が取られている。

以上のような圃場の水管理、農道・畦畔等の管理・除草作業等における再委託の現実 JA 出資法人が決して「最後の担い手」となるのではなく、地域内の労働力資源の最大限の活用を通じて地域農業の「最後の守り手」としての機能を果たさざるをえないことを示しているといえよう。

（２）JA にとっての JA 出資法人の多様な意義

JA 出資法人は地域の農業構造問題解決の一つの道筋であり、JA の農業構造問題への対応という性格を有している。しかし、単に農業構造問題の視点から JA 出資法人を捉えるだけでなく、販売・購買・サービス・営農指導事業における両者の関係、JA のOBの人材活用の視点、地域農業維持にあたってのモデル経営の意義といった、JA にとっての JA 出資法人という視点

からの位置づけを明確にすることが必要になっている。

たとえば、しばしば法人農業経営はＪＡの事業利用から離れる傾向が強いといわれるが、ＪＡ出資法人に多くの農地が集積されることを通じて、むしろＪＡの事業への結集が進むといった事態も発生していることから、両者の関係を多様な角度から見直すことが重要な意義をもっているものと思われる。以下ではいくつかの法人を取り上げてＪＡにとってのＪＡ出資法人の意義について検討する。

１）販売・購買・サービス・営農指導事業における関係

（株）グリーンちゅうずは設立以後、米の乾燥・調製はＪＡのカントリーエレベーターを利用していたこともあり、米販売のルートはＪＡ系統８０％、地権者２０％（地代相当分とそれ以外の販売を合わせて）となっていた。しかし、１９９６年に自前の乾燥・調製施設を設置したのにもなつて、ＪＡの比率は大幅に低下し、現在ではＪＡ２５％、地元卸売業者４５％、地権者（消費者直販）２０％、県外卸売業者１０％などとなっている。この限りでは法人の経営発展にもなつて、ＪＡからの自立化が進んでいることは明らかである。しかし、農業生産資材は依然として９０％をＪＡから購入している。零細農家は農業生産資材をＪＡで予約購入するよりもむしろホームセンターで随時購入する傾向が強く、ＪＡの購買事業からの離脱傾向が著しいのだが、零細農家の農地をグリーンちゅうずが借り入れるようになると、この借地に関わる農業生産資材は当法人が大口割引を利用してまとめて購入するため、ＪＡの購買事業利用率はむしろ上昇することになったという。当法人は燃料も１００％をＪＡから購入している。法人の事務所近辺に民間のガソリンスタンドがあるが、ＪＡの給油所がある守山市まで行って購入しているように、ＪＡとＪＡ出資法人の関係はオール・オア・ナッシングではないと考えられる。

また、品目横断的経営安定対策対応型法人の（株）ひびきの農産の場合には、法人の設立を契機にして、以前にはなかった様々な効果が現れている。たとえば、農業をしていた人が亡くなった場合、当法人の仲介により農地が他の農業者に集積されることになった（農地情報が当法人に集積されているため）。さらに、農作物共済加入率が法人設立前には２～３割に止まっていたのだが、法人設立による経理一元化の効果があって、１００％になった。その他、農薬・肥料等の農業生産資材を当法人が大口で購入するようになり、利用率があがっただけでなく、組合員のＪＡ利用率が明確になったことなどはＪＡ出資法人という組織を媒介としてＪＡと組合員農家との関係が深まることに貢献していると当法人の担当者は評価している。

以上のように、ＪＡ出資法人は法人とＪＡとの関係だけでなく、法人への農地貸付者とＪＡとの関係も含めて、ＪＡの事業への多様な関係の構築に貢献しており、一面的にＪＡからの自立化・ＪＡへの結集といった物差しで評価することは妥当ではないといえることができるであろう。

２）ＪＡのＯＢの人材活用という視点からの関係

福島県の（有）グリーンファーム、（株）グリーンちゅうず、（有）アグリセンター都城など

のように、J Aの元役職員がJ A出資法人の代表（役員）や職員として活躍している場合が多数みられる¹⁷⁾。今回のアンケート調査の中間集計では28のJ A出資法人で元J A役職員が法人の常勤役員として従事していることが明らかになっている。元J A役職員の活用という点では一般農業法人においてよりもJ A出資法人の方において大きな可能性があるのではないかと考えられる。

J Aの現役の役職員の出向については後述するが、J A出資法人の代表・役員・職員におけるJ AのOBの登用は簿記会計・経営管理に関するノウハウをもった役職員の確保という点でJ A出資法人にとっての意義が大きいだけでなく、J A本体にとっても早期退職や定年退職後の就業先の創出・確保という人事政策上の意義は小さくないといえることができる。

また、以上のようにJ AのOB職員が直接J A出資法人へ従事している例とは若干異なるが、（農）きらり農場高木などにおけるJ AのOB職員の活躍も関連してくるのではないかとと思われる。当法人のような集落経営体的法人（農事組合法人）はもともと任意組合から始まったものが少なくない。そして、任意組合の場合には構成員の高齢化にともなって役員も高齢化していることが多い。こうした任意組合が法人化する場合、会計などに関する正確な知識をもった職員の確保はなかなか容易ではない。このような状況の中で、J A都城は出資した3つの集落経営体的法人である（農）夢ファームたろぼう、（農）きらり農場高木、（農）きつとかな田に対して、管理運営と会計処理に関する専門的知識をもったJ Aの嘱託職員を専属的に1人配置しており（職場はJ Aだが、仕事場はJ A出資法人の事務所ということになる）、これらの3法人は専門的知識を活かした経営の計数的管理が可能になっている。嘱託職員の仕事は3つの法人における経営全般に係わる運営や経理に関する指導であって、3つの法人の経営における問題を相互比較しながら管理・指導ができるため、3法人の経営にかなり役に立っているとのことである。

こうしたJ AのOB役職員の活用はJ AとJ A出資法人との関係を緊密にする上ではかなり大きな役割をもっているものと判断される。他方で、元J A役職員の活用ではなく、J Aから出向している現役・役職員の場合には、「いつかは本所に戻る、J A法人への出向は自分の意思ではない、給料は本所から支給されるから法人の経営に専念しない」といった批判も存在していることは十分に考慮されねばならないであろう。

3）地域農業維持にあたってのモデル経営の意義

J A宮崎中央は、J A出資法人推進上の大きな方針として、第1に、モデルとなるJ A出資法人の設立、第2に、地域特性を生かしたJ A出資法人による園芸生産団地の創設を挙げている。

「モデルとなるJ A出資法人の設立」の目的は、育苗事業と土地利用型農業を組み合わせた農業法人を意味するもので、①既存のJ A直営育苗事業をJ A出資法人に管理委託もしくは事業移管して農業法人化を図り、育苗・床上添給事業に加え、新たな事業を展開する、②J A出資法人の先駆的モデルとして育成し、ここで培ったノウハウ・技術を共有・提供することにより、管内

における法人化推進と第2・第3のJA出資法人の育成・支援を図る、こととされている。

「地域特性を活かしたJA出資法人による園芸生産団地創設」の目的は、第1に、地域の経営資源を活用し、減少する管内農産物・特産物生産の維持・拡大を図り、地域農業の振興・活性化を図る、第2に、農地集積による生産団地を創設することにより遊休農地の活用を図る、第3に、地域特産物を法人経営の柱とすることで、特産品の振興とブランド確立を図る、第4に、法人が経営する団地の中で地域内労働力の雇用を行うことにより、新たな雇用を創出するとともに、希望者の研修事業を併用して、将来の担い手として育成していく、ことである。

以上のような大方針の下で、（有）ジェイエイファームみやぎ中央は、2008年に遊休化されていた農地4.4haのA団地（施設2.8ha）を購入し、新規就農研修の場として活用しながら施設園芸モデル団地として確立するとともに、空港に近く交通の便に恵まれているという立地条件を活かして、観光農園化も視野に入れた展開を図ることで、地域の農業経営の発展の有力なモデルを提供することを目指している。このように、JA出資法人は単なる担い手の機能を超えて、地域農業のモデル経営＝牽引車の役割を担うことを求められており、JA出資法人のそうした機能発揮をバネとしてJAは地域農業維持に関する責任を果たすことができるというよい。

（3）JAの出資比率と出資法人の「自立性」をめぐる問題

ここでは、JAの出資比率でもってJAとJA出資法人の関係を把握し、「JAの支配」とか「JAからの自立」といった問題を提起する視点が面的であることを指摘したい。両者の関係はJAの出資比率だけでは容易には判断されえない多様な側面を有していることを、JAとJA出資法人の間の多様な結びつき（人材・機械・施設・情報提供）の視点から解明することが求められている。

1）出資比率だけでは判断されえない「JAの支配」と「JAからの自立」

JAからJA出資法人への出資割合と、JA出資法人の生産資材購入・農産物販売ルートにおけるJAの割合の相関関係を示した表18によると、JAの利用割合が8割以上の法人の割合は、販売・米で85.0%、販売・米以外で92.1%、購買・資材で93.7%、購買・機械で86.1%に達しており、全般的にJA出資法人は販売・購買事業でJAをよく利用しているといえる。

しかも、JAからの出資割合が低くてもほぼ同様の傾向が看取され、出資割合が低いからJAの販売・購買への依存率が低いというわけではないことが示されている。

次に、表19によって、同じくJAの出資割合とJAからの支援の関係についてみると、さすがにJAからの職員の出向（給与JA持ち・法人持ちを合わせて）は出資割合90%以上が35/48法人あり（72.9%）、人的派遣は出資割合が高い子会社の法人に多くみられるというよい。しかし、ここでも出資比率50%未満の法人への給与JA持ちでの出向が散見され、出資割合だけでは決定されていない個別の事情があることが示唆されることである。

表 18 JA 出資割合（％）と JA 利用割合（割）別法人数

	出資割合％	10 割	8 ～ 10 割	5 ～ 8 割	5 割未満
米	90 ～ 100	26	5	1	1
	70 ～ 90	2	1	1	0
	50 ～ 70	4	0	0	0
	30 ～ 50	5	3	0	0
	10 ～ 30	17	7	1	4
	0 ～ 10	10	5	4	3
	計	64	21	7	8
米以外	90 ～ 100	33	6	2	0
	70 ～ 90	5	3	0	0
	50 ～ 70	3	0	0	1
	30 ～ 50	12	1	0	1
	10 ～ 30	23	4	1	2
	0 ～ 10	13	2	1	1
	計	89	16	4	5
資材	90 ～ 100	39	8	0	0
	70 ～ 90	7	1	0	0
	50 ～ 70	4	0	2	0
	30 ～ 50	12	5	0	0
	10 ～ 30	24	9	3	1
	0 ～ 10	17	9	2	1
	計	103	32	7	2
機械	90 ～ 100	41	2	0	0
	70 ～ 90	6	0	0	0
	50 ～ 70	6	0	0	0
	30 ～ 50	11	1	0	2
	10 ～ 30	18	2	5	4
	0 ～ 10	15	3	4	2
	計	97	8	9	8

表 19 JA 出資割合と JA からの支援内容別法人数（複数回答）

出資割合	基礎法人数	職員の出向（給与 JA 持ち）	職員の出向（給与 法人持ち）	事務所の無償貸与	経理代行	運営費の助成	農機具や施設の助成（リース等）	その他
90 ～ 100%	47	19	16	10	19	5	17	7
70 ～ 90	9	3	0	2	2	2	4	2
50 ～ 70	6	3	1	1	2	0	4	1
30 ～ 50	13	3	1	1	7	3	3	3
10 ～ 30	27	0	0	6	11	4	9	8
10%未満	21	1	1	3	5	1	5	8

（注）基礎法人数はこのアンケートに回答を寄せた法人の実数。

これ以外の事務所無償貸与、経理代行、農機具・施設の助成などでは出資比率との有意な相関を見出すことは困難であり、J A出資法人に対してJ Aが個別の事情に応じて多様な支援を行っている姿が示されているといえる。すなわち、J A出資法人に対する支援の面でも、単なる出資比率には還元されえない多様な支援をJ Aは行っているのである。

2) J AとJ A出資法人の人材・機械・施設・情報提供を通じた多様な結びつき

たとえば、J Aによる機械のリースや施設の貸与はJ A出資法人の自己資本装備の必要性を低め、コスト面では減価償却費負担の軽減に結びつくことになる。したがって、J AからのJ A出資法人への支援といっても、直接に資本や資金の融資という形で財務に結びついた支援もあれば、機械・施設の利用上の便宜供与といった形で間接的に資本支援する場合もある（以上はストックに関連した支援）。また上述のように無償の人材派遣や経理代行といった経費肩代わりという場合もある（フローに対する支援）。支援一つをとってもそこには実に多様な形態があるといえるべきであろう。

さらに、これらの今までに考えられていたJ AからJ A出資法人の支援とは異なる形での支援が、J A全農のJ A出資法人への資本参加を通じて生まれていることを紹介しておきたい。表20にJ A出資法人への資本参加に最も熱心なJ A全農いばらきの事例を示した。

全農からの出資は二つの方式に分かれている。一つは単協が出資して設立された農業生産法人に全農が出資する場合であり、もう一つは全農県本部が単独で農業生産法人に出資する場合で、単協の出資がない場合である。全農からの出資は2004年7月を皮切りにして現在までに11法人あるが、そのうち7法人が全農いばらきからの出資である。このうち全農いばらきの単独出資が4法人に達している。全農いばらきからの出資はいずれも200万円未満で決して金額が多いわけではないが、それは連結決算にならないように15%未満に抑えられているからである。

このように出資金額は多くはないが、全農いばらきは全農が持っている営農技術、販売・生産資材の購買に関する情報、金融・資金・保障に関する情報を濃密に提供するとともに、総合経営支援ビジネスモデルに基づく詳細な経営診断の実施などの支援を行うことにより、出資法人と全農いばらきとの密接な関係を構築しつつあるといえてよい。こうした中で関連法人間の事業提携が生まれなど、これまでにない効果が現れはじめているということである。

(4) 「収支均衡原則」の再考

1) 経営収支の確認

J A出資法人はJ Aが関与した法人であるために、農地の貸付者にはどんな農地でも引き受けてくれるはずだという観念が少なからず存在していると予想される。そのため、零細・遠隔・分散農地といった条件不利な農地を引き受けざるをえないことが、J A出資法人にとっては一般農業法人よりも多いと判断される。これらのことが影響して、J A出資法人の採算性は一般農業法

表 20 全農いばらきが出資した農業生産法人

法人名	(有) ファーマーズつくば	(有) JA アグリパワー 土浦	(有) Tedy	(有) TKF (Tukuba Kimura Farm)	(有) 夢田ファーム	(株) レインボー フューチャー	(有) 倉持農園サービス
形態	県本部・JA 共同出資型	県本部・JA 共同出資型	県本部・JA 共同出資型	県本部	県本部	県本部	県本部
設立年	2003 年 1 月	2004 年 8 月	2004 年 9 月	2004 年 3 月	2006 年 1 月	2002 年 3 月	2003 年 4 月
資本金 (万円)	JA	500	50	—	—	—	—
	全農	140 (14.9%)	50 (12.5%)	50 (14.3%)	50 (14.3%)	200 (14.3%)	50 (14.3%)
	その他	300	300	300	300	1,200	300
	計	940	400	350	350	1,400	350
出資決定	2004 年 7 月	2004 年 11 月	2005 年 3 月	2004 年 7 月	2006 年 3 月	2006 年 3 月	2007 年 11 月
法人に関する特 記	(1) JA つくば市が主体とな って設立した農業生産 法人 (2) 遊休農地を活用した 生産拡大および農作業受 委託拡大を計画	(1) JA 土浦が主体となっ て設立した農業生産法人 (2) 地域担い手の連携 による農作業受委託 (3) 育苗ハウスを活用し た野菜の直接生産	(1) 温室パブリカ (2) ベビリーーフ導入を 計画	ミニ野菜、 ベビリーーフ中心に生産	(1) 長男の就農、法人化 (2) 水稲大規模農家であ るが、園芸分野へ進出 (3) 加エトマト	(1) ベビリーーフが主体 (2) TKF の社長も株主 経営 その他う野菜の生産	(1) 米・麦・大豆を中心 とした土地利用型による 経営 (2) 加工バレイション、 その他う野菜の生産
県本部事業の関 係	(1) 農作物の取扱 (2) 肥料、農薬、種子な どの生産資材を供給	(1) 農作物の取扱 (2) 肥料、農薬、農機 (リース) の供給	(1) 農作物の取扱 (2) 肥料、農薬を供給	(1) 農作物の取扱 (2) 肥料、農薬、種子な どの生産資材を供給	(1) 出資により、水稲関 連資材、加エトマト (販売)	(1) ほうれん草を提案	(1) 農作物の取扱 (2) 肥料、農薬を供給

(出所) 全農いばらきの資料により作成。

表 21 法人の税引き前当期利益の状況

	年度	黒字		赤字		合計	
		法人数	割合 (%)	法人数	割合 (%)	法人数	割合 (%)
前回	2000	20	55.6	16	44.4	36	100
	2003	50	83.3	10	16.7	60	100
今回	2005	21	26.3	59	73.8	80	100
	2006	32	32.3	67	67.7	99	100
	2007	96	71.1	39	28.9	135	100

(注) 今回は 2008 年 8 月調査、前回は 2004 年の調査による。

人よりは悪い可能性が高いとみてよいだろう。

しかし、他方では J A 出資法人は「親方日の丸」というほどではないにしても、背後には J A が控えているから、上述のような様々な経営支援を受ける余地が大きいことも事実であり、これが採算性の引き上げに貢献している側面も有している。これらのプラスマイナスがどのような帳尻になっているかについては貸借対照表などの財務諸表の正確な分析が必要である。残念ながら、現在の筆者らにはその結果を示す準備が整っていない。そこで、今回のアンケート調査の中で、「税引き前当期利益」の赤字・黒字を尋ねているので、その回答結果を考察しておこう。

表21は今回の調査結果と2004年の前回調査時に収集した貸借対照表に基づく分析結果を対照して示したものである。対象となっている法人数の合計は二つの調査をまたいで傾向的に増加しており、一見すると連続的な解釈ができるようにも思われるが、内訳の数字をみると2003年度と2005年度の間には明らかに断絶が認められる。したがって、二つの調査を結びつけて数字を連続的に読むことはできず、それぞれの調査の枠内での傾向を独自に読んで、それをつなぎ合わせて解釈することが許されうる限度だということになるであろう。

前回調査からは、2000年度から2003年度という短い期間ではあるが、44.4%が赤字に止まっていた段階から、赤字が16.7%でしかない段階に移行し、当期利益の大幅改善傾向が窺えたといつてよい。今回調査では、2005年度には73.8%と3/4の法人が赤字だった状況は、2006年度に67.7%、2007年度には28.9%にまで低下し、これまた当期利益の大幅改善傾向を指摘することができる。したがって、この二つの解釈をつなぎあわせれば、大局的には J A 出資法人は設立後の年数が経過するのに対応して規模拡大が徐々に進み、採算性は着実に改善に向かっているとみてよいであろう。そして、2007年度の数字からは3/4弱の法人は少なくとも赤字経営は免れているとみても大過ないであろう。

問題は2005～06年度の赤字割合が極めて高いことだが、そこには品目横断対策への対応も含めてこの前後から J A 出資法人が急増したこと、したがって設立期の赤字を余儀なくされた法人が少なからず含まれていることが影響しているとみておきたい。詳細な検討はいうまでもなく今後の課題である。

2) 経営類型と経営発展段階に応じた経営収支原則へ

ここ10年をとってみても農業経営をめぐる外部環境は極めて厳しい状態が続いている。しかも、この数年はとくに農産物価格低下傾向と生産資材高騰により農業経営が深刻な状態に陥っているといわざるをえない。すなわち、しっかりとした内部留保をもたない限り、農業経営の持続性が保障されない時代になったのである。このような状況の下では経営収支は適切な黒字水準であることが必須条件ではないだろうか。この点を考慮すれば、従来の「収支均衡原則」は見直しが必要であろう。

そこで、J A出資法人は地域農業の「最後の担い手」ではなく、「最後の守り手」であるとの規定と、J A出資法人の二つの経営発展段階（設立初期＝設立後3～5年まで；発展期＝設立後5年以降）を組み合わせ、経営収支原則を以下のように設定することを提案したい。

A. 収支均衡原則：設立初期（設立後3～5年まで）

J A出資法人の機能＝駆け込み寺＝多様な担い手の一つ＋担い手育成・支援機能

B. 適切な当期利益率：発展期（設立後5年以降）

J A出資法人の機能＝「最後の担い手」（唯一または唯一ではない）＋地域農業経営のモデル＋地域への利益還元（地域経済・社会維持機能）

まず、J A出資法人の設立初期は駆け込み寺の機能を担うことが求められ、単なる担い手であるだけでなく、貸付農地の耕作・利用主体を見つける機能、新規に担い手を育成する機能、他の担い手を支援する機能など、地域農業の「最後の守り手」としての機能を包括的に果たすべきことになる。この段階ではこうした課題の多様性からみても、また法人が設立期に抱え込まざるをえない初期投資額の大きさと販売収益の低さから避けることのできない赤字期間の存在を考慮して、目標としての収支均衡原則を提示すべきだと思われる。この間はJ Aのみならず、行政からも適切な支援が必要だといえよう。

次の発展期は設立後5年以降が一つの目安となる。それは水田経営でいえば、ほぼ30haの経営面積を超えるあたりに相当するものとみられる¹⁸⁾。この時期にはJ A出資法人は多様な担い手の一つといった状況ではなく、唯一か唯一ではないにしても「最後の担い手」になっている可能性が高い。そうであればこそ、地域農業の維持・存続のためには、安定的な経営体として持続できるだけの適切な当期利益率を実現していることが必須条件となるであろう。むしろ高い利益率を実現し、地域の農業経営のモデルとしての役割を果たすとともに、利益の一部を地域に還元できることが望まれるのではないか。

設立後いつまでを設定期とするか、発展期の適切な利益率とはどのような水準かという疑問もあるかもしれない。しかし、その細かな議論をすることは余り意味のあることではない。それは時々の経済発展のあり方や水準に大きく影響されるからである。それよりはむしろ、こうした基本的な考え方を明確にして、J Aや行政とJ A出資法人との適切な関係を構築することが求めら

れるのではないと思われる。

なお、利益の地域への還元に関して、若干の事例をあげておこう。たとえば、北海道の（有）コントラクター旭川は2003年度から農作業受託料金を引き下げて組合員に利益を還元している。また、（株）グリーンちゅうずは借入農地の面積に応じて、地権者にお歳暮でカレンダー＋タオル／もち＋カレンダー＋タオル／酒＋もち＋カレンダー＋タオルを提供しているという。

また、（株）グリーンちゅうずは1991年の設立当時から法人に参加した代表取締役社長はJ Aの元営農課長で、法人へ出向したのが37歳の時であった。現在の専務取締役1名、取締役2名は元会社員で、設立当時から法人に参加し今日にまで至っているが、その当時の年齢はそれぞれ30歳、27歳であった。このように現役員らが法人への就業を職業として選択し、15年以上にわたって続けてこられたのは何よりも法人の経営が安定していたからである。この意味でJ A出資法人が地域において職業としての農業への就業の場を提供することができるためには適切な利益率を実現しつづけることが求められているのである。類似の事例は（農）きらり農場高木や（農）夢ファームたろぼうでもみられ、ここでは経営の安定化を背景として、2007年度から組合長の役員報酬が年間40万円から160万円へ引き上げられている。自己犠牲ではない適切な報酬水準の実現によって、組合長職は誰もが就きたい地位となり、意欲的なマネジメントが実現できる基礎条件を提供することになるからである。

（５）職員の周年就業確保をめぐる問題

次に、安定的な経営を実現する上で、耕種部門においては規模拡大だけでは解消しえない農閑期問題への対応を考える必要が生じており、総合農企業化を媒介とした多様な雇用労働者確保の試みの意義について検討しておきたい。

１）規模拡大だけでは解消しえない農閑期問題

雇用型大規模経営が一般的に抱える課題として就業者の周年就業、すなわち、労働力の完全燃焼問題がある。これは土地利用型農業が不可避免的に抱える古典的問題でもある。しかし、J A出資法人にはこうした一般農業法人が抱える課題に加えて、新設経営としての初期投資負担、条件不利農地の引き受け要請、J A施設の管理・運営問題（J A現業部門会社の場合）などが存在している。

表22は99法人における冬期の就業確保のために採用されている対策を示したものである。回答の多い順に配置されているが、少し順番を変えてみると一定の傾向が読み取れる。すなわち、露地野菜の作付34と施設園芸の導入24を合わせた58がグループとしては最多である。これは冬期の農業経営を追加することによって、夏期と冬期を通じた周年的農業を実現する方向の選択であるといえる。換言すれば、経営の多角化は先ずもって耕種農業の部門内における多角化＝周年的農業の実現として取り組まれていることが明らかである。しかし、そこには一定の問題も伏在せざ

表 22 冬期の就業確保のための対策（99 法人の複数回答）

対策内容	法人数
自己の農業機械の修理	37
露地野菜の作付けなど	34
施設園芸の導入	24
農産加工の実施	16
その他のサービス事業実施	10
JA の肥料・資材・農薬運搬・サービス事業の代行	9
除雪などの行政サービス事業代行	5
他者の農業機械の修理業	2
農業施設の建設事業	1
その他	10

るをえない。露地野菜は恐らく冬期を中心にして取り組まれるから、夏期の耕種部門（米・麦・大豆）との競合が少ないと思われる。しかし、施設園芸の場合には施設の稼働率向上の要請と実際の作型からみて（年2作が多いと推察される）、周年栽培へ傾斜せざるをえないことが考えられ、夏の耕種部門との競合が発生する可能性があり、ここに再び過剰労働力の経営内調達と完全燃焼問題へと帰着するかもしれないからである。

周年的農業の選択に次ぐのは自己の経営内の農業機械の修理37件である。しばしば取り組まれている方向であり、自己が行う農業の枠内の活動であるという点で、前者と基本的には同じカテゴリーに属した問題解決の方向であるといえることができる。

これに農産加工の実施16件を加えると合計で111件となり、ほとんどの法人がこのどれかを実施しているという風に理解できるであろう。つまり、JA出資法人のような法人経営における経営の多角化の方向は、何よりも先ず自己の農業経営を出発点として、これに連続する部門や領域への延長、次に非農業関連部門への進出という形を取っているのである。

農業部門とはかなり性格の異なる、その他のサービス事業実施10件から他者の農業機械の修理業2件までの外部サービス事業の実施は合計で26件と少なくない取組件数を示していることは十分に注目されてよい。これと比べると農産加工が16件と意外に少ないことを強調しておくことが必要であろう。

他者の機械修理も含めて、農業機械の修理への従事は一方でコストダウンが、他方で技術向上が図られるという点で重要な領域だと考えることができる。それは大型の機械を大量に装備して駆使せざるをえない現代的な農業経営にとっては稼働期間中の緊急修理への対応も含めて必須の要請だと判断されるからに他ならない。

他方で、しばしば指摘される農産加工の重要性は、加工機械・施設の稼働率の低さから余り積極的に取り組まれていない現実を直視しておくべきであろう。

ここではいくつかの特徴的な取り組みを簡単に紹介しておきたい。

(株) グリーンちゅうず 2008年の契約面積は水田145ha。水稻102ha、小麦52ha、大豆50haの作付。水稻は9品種が作付され、田植えが1ヶ月、収穫が1ヶ月半の作業期間に分散され、機械・労働力の効率的利用が最大限に追求されている。2003年から2haのキャベツ露地栽培を開始した。冬には小麦の管理作業、水田の耕耘・均平作業、大豆の乾燥・選別、機械修理などの仕事があり、通年的な仕事が確保されているにもかかわらず、キャベツが導入されたのは、まさに労働力の完全燃焼を目指してのことに他ならない。ちなみに、キャベツは8月に播種、9月から11月が管理作業、12月から1月に収穫作業が行われているが、収穫時期が自由になることが選択の理由とされている。つまり他の作業との競合が極力避けられる作目選択を通じて周年的農業が実現されているのである。2007年度の野菜売上は約230万円で法人の売上高（小麦・大豆の交付金を除く）の1.4%にすぎないが、その意義はこの比率よりかなり大きいとみるべきであろう。

(有) 農業生産法人かぬま 常勤の役員4人、職員22人の下で経営面積383ha（2007年度）に達する最大規模のJA出資法人。転作のはとむぎを加工した茶・焼酎・精白粒・精白粉・ぬか・みそ、土壤改良材・籾殻薫炭などを販売するほか、2004年からは「出会いの森いちご園」という観光いちご摘み取り園を開設し、2,700㎡のハウスでいちごを生産している。いちごの摘み取りは1月から5月で、直売や通信販売をしている。

(有) グリーンパワーなのはな なのはなで冬期に取り組んでいる仕事は以下のように実に多様でユニークである。基本的には従業員共通の作業として11月～2月までの農業機械整備がある。そして法人で生産したサツマイモを従業員2名が11月～2月まで焼き芋として直売所や出前店舗などで販売するほか、除雪などの行政サービス事業代行も実施している。さらに、12月～2月までは農協のカントリーエレベータ3カ所に1名ずつ、種子センターに1名を派遣している。

JA出資法人の中では事業の多角化を求めて直売所、加工、非農業分野の仕事に取り組んでいる場合がみられるが、なのはなでは株式会社ベンリーコーポレーションとのフランチャイズ契約により「ベンリーなのはな店」を運営している点が実にユニークだ。2005年に事業をスタートしたときは法人の経営安定を図るためであったが、現在は法人の職員2名が便利屋事業の担当者として異動し、1年中この仕事に従事している。主な仕事は草刈、消毒作業、家庭内の修理や工事、庭木の剪定、引越し、選挙のチラシ配りなどで、仕事がない場合は、法人の農作業に従事して労働力の完全燃焼を図っている。2007年度の補助金を除いた粗収益に占める便利屋部門の割合は6.5%で決して大きくはないが、水稻3作業（耕起・田植・収穫）の受託料金（3.3%）より大きい点は注目されてよい。以上のようになのはなが水稻関連の仕事以外の農外分野に積極的に取り組んでいるのは12名の正社員と15名の臨時雇用職員の年間雇用を確保するために他ならない。

以上の3つの法人は水田経営面積100haを超える、JA出資法人の中でも有数の大規模経営であるが、こうした経営でも労働力の完全燃焼に向けて多様な就業機会を周年的に確保する努力を

表 23 (有) アグリセンター都城の従業員のタイプ

タイプ	元 J A	現在
正従業員	元 JA 職員	JA をいったん退職し、改めて ACM に入社 60 歳を定年とする月給制での雇用関係
年契臨時従業員	元 JA 特定業務職員	社会保険つきの日給制（1 年契約職員） 70 歳定年（8 時間勤務で男子 7,000 円／日、女子 5,100 円／日）
登録臨時従業員	元 JA 常備労働者	社会保険なしの日給制雇用者 労働ピークへの対応のために導入、75 歳定年

怠っていないことは注目されるであろう。

3) 総合農企業化を媒介とした多様な雇用労働力確保の試み

こうした大規模経営における労働力調達とその周年就業化の意義を考える上で、(有) アグリセンター都城の取り組みは極めて示唆に富んでいる。すなわち、当法人では農繁期・農閑期への対応として多様な労働力を調達するため、従業員のタイプ分け方式をとっている。

表23のように従業員は3つのタイプに分かれている。設立当時、役員2名を含む正職員60名は、そのうちの1人のJAからの出向者を除き、59人が元JA職員であったが、JAをいったん退職し、改めてACMに入社した。そして、役員以外の職員＝正従業員は60歳を定年とする月給制での雇用関係となっている。第2のタイプは社会保険つきの日給制で雇用される臨時職員（1年契約職員でJA時代は特定業務職員であった）で70歳が定年となっている（8時間勤務で男子7,000円／日、女子5,100円／日、現在31人が通年雇用となっている）。第3のタイプは登録臨時従業員制度による社会保険なしの日給制雇用者で（JA時代は常備労働者）、労働ピークへの対応のために導入されており、75歳を定年とするものである（115人が登録されている）。みられるように、条件を異にする多様な労働者が雇用されており、JA本体における「合理化」による雇用削減要求に対して、子会社の形を活用しながら就業場面の維持・拡大が図られているところが注目されるところである。

こうした従業員に加えてシルバーセンターからの高齢者や集落営農などの作業班のオペレーターなど、5つのカテゴリーの労働力を組み合わせながら農繁期・農閑期への対応を試みている様子は図2に示されている。ここでは労働ピークを崩すのではなく、その存在を前提にしながら、対応している点が特徴的である。それは温暖で冬期にもかなりの農作業が存在している宮崎ならではの対応だということができる。

また、(有) ジェイエイファームみやざき中央では、1月から3月までのキュウリ、トマト、スイカ、なす、8月から10月までのキュウリ、トマト、ピーマンの接木作業に臨時雇用やパートを導入しているが、宮崎県の最低賃金基準が619円／時間であるところに、法人では900円を支給している。他より高い賃金を保証しているため、作業に熟練した労働力が長期にわたって安定的

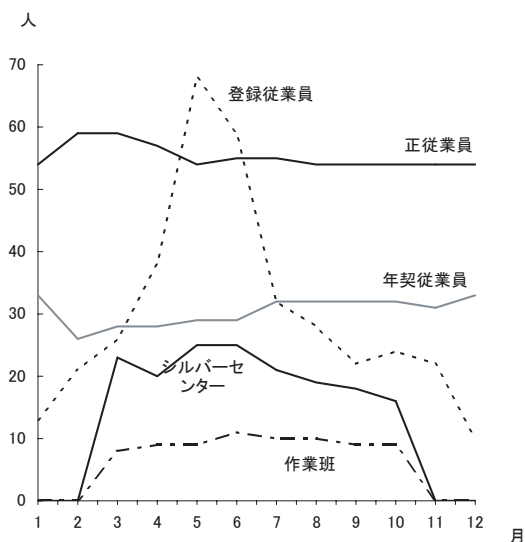


図2 (有) アグリセンター都城の従業員のタイプ分け
(出所) (有) アグリセンター都城の資料により作成。

に確保でき、法人の経営においてもかなりのプラス効果を生み出しているという。非課税賃金枠内に年間所得が収まることに利益を見出す主婦層の就業要求に応えることで、地域に雇用を創出するというJ A出資法人の公共的な役割に対応したものだといえる。

(6) 経営主体としてのJ A出資法人への移行傾向

J A出資法人の経営体としての発展は、①作業受委託から農地賃貸借への移行、②転作対応から水田農業対応への移行、③土地利用型から集約部門の導入への多角化・総合化、という道筋を取っていることを個別事例の検討を通じて簡単に確認しておこう。

図3は(株)グリーンちゅうずの設立当初から2007年までの経営面積と作業受託面積の推移を示したものである。設立当時は水稲3作業の受託面積が11.0ha、水稲作付面積18.0ha(総経営面積20.0ha)で大きな差はなかった。しかし受託経営面積が2007年の140haまで一直線に増加している一方、水稲3作業の受託面積は横ばい、大豆・小麦の収穫面積は激減している。滋賀県の中主町は平坦地で、かなり兼業条件に恵まれた地域であるため、かつては部分作業委託の希望が強かったのであるが、高齢化の進展により耕作をやめる人が増加して、年々農地貸付に移行しているといえる。こうした中で、転作は小麦・大豆の二毛作体系に移行して耕地利用率を引き上げながら、(株)グリーンちゅうずは水田農業全体への責任をもった経営体へ移行している。また、冬期の露地野菜作導入などにより経営の多角化が図られているのは上述の通りである。

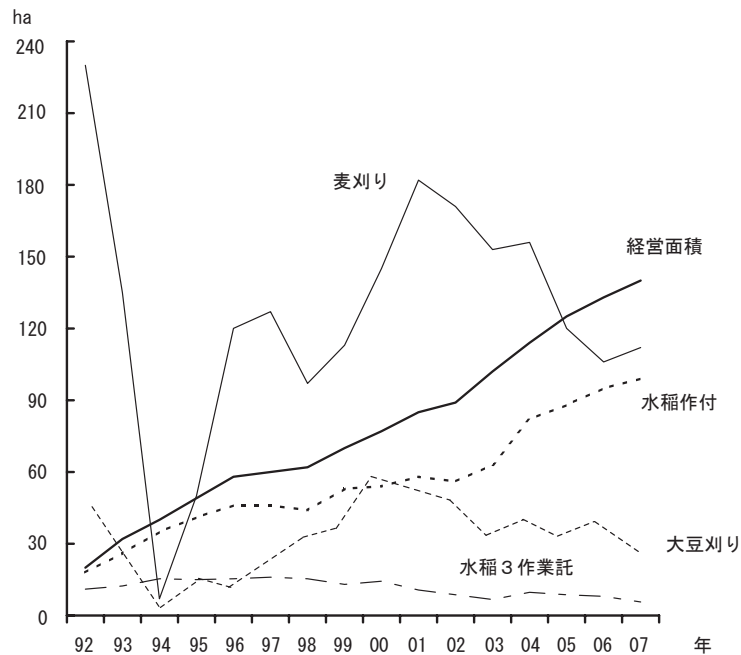


図3 (株) グリーンちゅうずの経営実績の推移

(出所) (株) グリーンちゅうずの資料により作成。

(7) 新しい課題をめぐって

J A出資法人のあり方をめぐる問題の検討の最後に、① J A出資法人間の協同の取り組み、② 耕作放棄地復旧問題への関与をめぐって、簡単に検討しておきたい。

1) J A出資法人間協同の取り組み

1 J A複数 J A出資法人の設立や特定地域での複数の J A出資法人の設立を契機として、それらの J A出資法人間での協同といった新しい課題が発生してきている。たとえば、(有) アグリセンター都城と(有) ドリームランドはまゆう(日南市)との間に協定が結ばれ、後者で必要な早期水稲の苗を大規模な育苗施設を有する前者が供給する連携体制が構築されたことが一例である。これにより、前者の育苗施設の稼働率向上と後者における過剰な施設投資の回避が図られることになった。

また、J Aぎふは2008年4月の広域合併により管内に4つの J A出資法人が存在することになったのを契機として、水稲の作業時期のズレを利用して品種の差別化を図り、効率的な機械利用体系の構築に向かっていることもこうした J A出資法人間協同の新たな取り組みとして注目されるところであろう。いずれも新たな研究課題であり、経営効率化への一つの手段としての検討が必要になってくるものと思われる。

表 24 耕作放棄地の復旧実績

面積	法人数
10ha	1
5 ～ 10ha	3
2 ～ 5ha	4
1 ～ 2ha	11
1ha 以下	20

(注) 耕作放棄地の復旧実績があると答えた法人は 41 であるが、2 法人は面積未記入。

2) 耕作放棄地復旧問題への関与

かつて J A 出資法人が初めて構想され、設立に漕ぎ着けたころは耕作放棄地への J A 出資法人の対応が期待されたものであった。しかしながら、一方でこうした耕作放棄地対策への期待と、他方での新設経営としての J A 出資法人の経営安定化の要請とは明らかに矛盾するものであったといつてよい。それゆえ、最初から耕作放棄地の復旧に取り組んで経営を立ち上げた歴史をもった J A 出資法人は必ずしも多くはないのではないかと思われる。筆者らの狭い観察の範囲内では(有)ひめのうグリーンの特筆すべき取り組みがあるにすぎないからである。

そこで、耕作放棄地問題が改めて注目を集めている今日的な状況を踏まえて、アンケート調査では耕作放棄地対策の実績についての質問項目を設けた。表24はその回答を整理したものである。これによれば、「耕作放棄地対策に取り組んでいるか」という項目に「実績がある」と答えたのは41法人で面積の合計は57.2haに達している（2法人は実績があるものの、面積は未記入）。法人ごと耕作放棄地の複旧面積をみると、1ha台が11法人、1ha以下が20法人となっていて、大部分の法人は実績があるもののその面積は決して大きいものではないことが分かる。しかし、10haが1法人、5ha以上が3法人、2ha台が4法人と、結構大きな耕作放棄地面積の復旧に J A 出資法人が積極的に貢献している姿が浮かび上がってくるといってよい。したがって、全体としてみれば、J A 出資法人は耕作放棄地解消にある程度積極的な取り組みを行っていると評価してよいだろう。

4. おわりに——J A 直営農業経営と J A 出資農業生産法人のはざま

以上の検討を前提にして、最後に J A 出資法人との差違を踏まえながら、今後の日本農業の構造問題解決における J A 直営農業経営の位置を検討して結びに代えることにしたい。

そのために、予備的に農協、農事組合法人、農業生産協同組合、J A 出資農業生産法人の異動を企業形態の視点から簡単に考察しておくことが有益であろう。

農協というまでもなく、個別の農業生産者（中心は「農家」）の自主的な協同組合であり、本来の農業生産・経営以外の領域での事業の共同化によって、組合員の利益を図る組織である。し

たがって、本来の農業生産・経営は農協の事業対象ではなかった。しかしながら、育苗や乾燥・調製をはじめとする農業サービス事業は分節化されながら農協の事業領域に次々に取り込まれてきたから、農協はすでに農業サービス事業体として農業生産の場面にかなりの程度進出してきていることができる。しかし、農業経営については農業経営受託事業が農協の事業として認められてはいるものの、委託契約という特殊な形態によるため、経営の危険負担は委託者たる農協組合員に帰属し、農協は受託者としての報酬を受けるに止まり、自らの危険負担によって農業を営む農業生産法人とは基本的に性格を異にするとされている。また、農地保有合理化事業を行う農協が研修事業等を行う場合に管理耕作の形で農業経営が認められてはいるが、この場合も厳しい制限があり、例外的にのみ認められているにすぎないとされている¹⁹⁾。このため、農協による直接の農業経営はめばしい実績をあげることなく今日に至っているということができる。

次に農事組合法人は2号法人として農業経営を営むことができるが、これ自体は金融や共済を含む各種の事業を兼営する農協とは異なる組織であることはいままでのない。それゆえ、農事組合法人は農協の存在を前提として、農業者によって組織される農業生産法人の一形態と位置づけられることになる。かつての社会主義国で有力な組織であった農業生産協同組合は農事組合法人と組織形態は酷似してはいるが、前者が基本的には農協＝流通協同組合を否定し、それに代替する組織として位置づけられていた点が大きく異なることになる。

こうして、J A出資農業生産法人は農業生産法人の一形態として、企業形態としては農事組合法人から株式会社までを取りうる組織だということになる。J A出資法人自体が一つの法人農業経営として、農協の組合員資格をもつことができる点が農業生産協同組合概念との質的差違だといつてよいであろう。

(1) J A出資農業生産法人に対する評価・位置づけなしにJ A直営農業経営を求める短絡性

さて、農協の直営農業経営の是非を検討しようとするならば、その前にすでにかんがりの実績をあげているJ A出資法人についての評価・位置づけが必要ではないかと思われる。J A出資法人は農水省レベルではほとんど本格的に位置づけられてはこなかったし、公式の統計すら存在していないのが現実である。評価・位置づけができる状況にないことがそもそも問題だといわざるをえない。したがって、すでに広範に展開しているJ A出資法人の不十分性を克服するものとしてJ A直営農業経営が考えられているかといえ、決してそうではない。J A出資法人の実態・抱える問題点が明らかにされたとはいいがたい状況で、いきなりJ Aによる直営農業経営を提起するのはやはり短絡的といわざるをえないであろう。

(2) 現場のJ A出資法人のトップリーダーの誰一人から聞くことができなかった直営の優越性

筆者らはこの間、かなり多くのJ A出資法人の経営者に面接し、J A直営農業経営の意義につ

いての意見交換をする機会をもってきたが、異口同音に指摘されたのは直営農業経営は必ず失敗するということであった。

（３）ＪＡ直営農業経営とＪＡ出資農業生産法人との差はどこにあるか＝理論的整理

１）露地栽培を有した土地利用型農業経営の「経営」としての特質＝農業経済学の課題

土地利用型農業は遂行される農業労働の工学的労働過程管理によって、労働評価と労働成果の評価の一致を図ることが著しく困難だという特質をもっている。すなわち、自然的条件の制約を受ける圃場労働を含む農業経営における労務管理が著しく困難だということである。

２）多様なホワイトカラー事業部門（とくに金融・共済部門：週休二日制）を中心とするＪＡ

今日のＪＡは金融・共済事業部門に象徴的に示されるように、大量のホワイトカラー労働者を抱えた組織となっている。これ以外の農業経営に密接に結びついた販売・購買・営農指導事業部門であっても職員の基本的な性格はブルーカラー労働者ではなく、ホワイトカラー労働者であるといってよい。

こうしたＪＡによって直営農業経営が実施されれば、そこではブルーカラー事業部門＝現業部門（ＣＥ、ＲＣ、選果場、育苗施設）の不採算性問題に、農業経営が固有に有する上述のような困難性が加わることになる。現実のＪＡにみられる事業再編の動きは、ＪＡに直営農業経営を志向するものではなく、むしろ、現業部門をＪＡ本体から切り離し、ＪＡ出資法人に移管することによって小回りの効く経営体を創出する方向、すなわちＪＡ現業部門会社的法人の設立の方向である。

そこでは、独立採算制、小振りな組織、適切な人材配置をバネとして、ＪＡ現業部門会社的法人を経済事業体へ転換することが課題とされている。また、ＪＡ現業部門会社的法人のトップに座る退路を断たれた「経営者」の経営努力に期待し、「親方ＪＡ」の「甘え」から脱却することが求められているのである。

３）農業経営における周年的労働組織化の困難とＪＡの他部門との差違

ＪＡ直営農業経営を実施した場合、直営農業部門とＪＡの他の事業部門との間で、人事評価・人事異動を共通に行うことは著しく困難になるであろう。それは農業における労働が有している上述の特殊性を考慮すれば容易に理解できる。

４）直営では困難な農業経営

しかも、今日のＪＡは広域合併によって、著しく大規模ＪＡとなっており、これとは規模が大きく異ならざるをえない中小企業的な「現業部門」＝農業経営とのギャップは大きく、組織運営上においても大きな矛盾・困難を抱えることが必定である。

５）ＪＡの農業経営の前史：農地信託事業・農業経営受託事業とＪＡ出資農業生産法人

ＪＡの直営農業経営が成功してこなかった中で、それとは性格の異なるＪＡ出資法人が登場し

てきたそれなりの歴史的経緯を振り返るならば、J A直営農業経営の提起は理解に苦しむところである。

（４）今、必要なのはJ A出資法人を含む、日本農業における法人経営の意義・可能性についての吟味

したがって、耕作放棄地問題と農業構造問題を同時に解決する道筋を明らかにする上で、今必要なのはJ A出資法人を含む日本農業における法人経営の意義・可能性についての早急で冷静な吟味ではないだろうか。そのために短期の対策ではなく、長期の政策こそが求められているように思われる。

〈補論〉韓国における農協の「直営」方式による農業生産への進出について

韓国では1990年4月の「農漁村発展特別措置法」の制定によって「農業法人」が導入された。日本に比べると30年くらい遅れたことになる。農業法人は営農組合法人（協業的農業経営）と農業会社法人（企業的農業経営）に区分されるが、2006年には各々4,410、898法人が設立されている。詳しくは述べられないが、韓国では個別農業経営が中心で、法人経営が定着していないといえる。とくに、土地利用型農業においては法人経営が極めて少ない。農家の高齢化と後継者不足で農村の労働力不足は日本より深刻だといえるが、日本のように農協（J A）が出資した農業法人は存在していない。このような中で、「農協直営」という新しい概念の事業を導入した農協がある。韓国ではかなり新しい挑戦であり、制度面での是非を検討する前に事業が着手されたという経緯を有している。ここではこの事業導入の背景と成果、今後の課題について検討して、日本のJ A出資農業生産法人の取り組みが決して孤立したものではないことを指摘することにした。

1. 順天農協の概要

韓国で初めて農協による直営農場事業を始めた順天農協は、韓国南部、全羅南道の順天市管内の13農協が1997年に広域合併して発足した大規模農協である。2008年1月末現在の組合員数は17,473名、役職員数は650名で、2007年には全国農協総合業績評価で第1位だった優秀な農協でもある。農協の施設と事業としては、キムチ工場、ライスセンター4ヶ所、農産物総合流通センター、農産物加工場などを有している。

2. 直営農場導入の背景

2006年に順天市が農林水産食品部から広域親環境農業（環境にやさしい農業）モデル団地に指

定²⁰⁾ されることになった。また、順天市は2006年に市管内の小・中・高等学校に地域内で生産された親環境農産物²¹⁾（環境にやさしい農産物）を学校給食の材料として利用することを条例で規定した。しかし、多様な親環境農産物を全て管内で生産することは困難だった。親環境農産物は生産段階から厳しい条件で栽培しなければならないが、農家の高齢化と零細・分散した農地の下では安定的な数量の確保が難しいし、効率性を期待しがたい状況であった。

このため、農協が農業生産主体の確立に積極的に取り組む必要性が生じ、2007年2月に全国初の直営農場運営に乗り出した。順天農協の直営農場は農協の子会社（あるいは出資法人）ではなく、農協の一つの事業分野として出発した。韓国ではこのような事例が全くないため、農林水産食品部も農地制度上の設立可否についての判断を留保した状態で事業がスタートした（今後の検討課題として判断を先送りした）。

3. 直営農場設立の準備と現状

順天市の中山間地域は水稻に向いた土質ではなかったにもかかわらず、農家は米生産に取り組んだから、生産された米の品質が悪い地域が多かった。順天農協は直営農場の設立準備のために、「中山間地域＋高齢化進行地域＋団地化可能」を条件として村を選定し、2006年10月から村での会議を開催した。個別的な農業経営になじんでいる高齢農家には農協の直営農場の話はなかなか理解されなかったため、農協の各支店の職員が個別的に農家を説得し、団地的な農地を確保した。環境にやさしい農産物を生産するためには、何より団地化が重要な条件であるので、貸付農地の集積と農家数の拡大のために、3年契約で、地域平均より20%高い借地料で賃借することにした。

こうして、2007年12月現在、4つの農場で約39.8ha、126戸の農家から農地を借入している（補表1）。直営農場で生産した農産物は市内の保育施設100／198、幼稚園11／20、小学校34／38、中学校19／21、高等学校11／14、特殊学校1／1に供給している。学校の給食向け以外ではファーマーズマーケットと農産物加工会社とに契約販売をしている。農場の全体的な管理と運営

補表1 直営農場の農地賃貸借の内容

団地名	農家数 (戸)	作付面積 (ha)	作付け内容	
			夏期	冬期
松光	45	14.8	大豆、試験栽培（雑穀類）	小麦、麦、たまねぎ
昇州	43	12.7	大豆、レンコン	麦、たまねぎ
五聖	35	11.3	大豆、レンコン	麦、たまねぎ
徳月	3	1.0	葉茎菜類	葉茎菜類
計	126	39.8		

（注）2007年12月現在。

（出所）順天農協の資料により作成。

は農協の職員2名が担当し、特殊契約職という条件で雇用した2名が作物の全体的な栽培管理を行っているが、2名のうち1名は元大手企業が経営している実験農場で働いていた者である。

各農場は地域の事情に詳しいリーダー＝区長（里長）を農場の責任者として雇用し、生産管理を委託しているが、1ヶ月の給料は10万円程度である。農作業は既存農家の労働力を活用し、就業場面の創出効果も生まれている。農家にとっても賃貸収入以外に労賃収入も得られることから農家所得が増加し、以前の米生産より高い収入が確保できることになった。作業に使用される農業機械のうち、トラクターは既存農家のものを借りているが、それ以外は全て農協で新規に購入した。

4. 直営農場運営の成果

直営農場を運営することにより農家の収入が増加したこと以外にもいくつかの成果が現れている。それは、①米質が良くない米の生産から多様な野菜の作付へ移行し、農協の米買い上げ負担が縮小した。②学校給食材料の不足分を補うことができた。③新しい作物導入のために約30種類の新品目の試験栽培が実施されているが、現在生産しているレンコン・ブロッコリー等は今まで栽培されなかった野菜である。④利用可能な村の農業機械を最大限活用し、団地化によって機械利用の効率性を向上させることができた。⑤有機農産物生産の振興のために自治体から補助金が交付されることになった。⑥米への代替作目の選択に成功し、地域にふさわしい農産物で、しかも消費が広がる可能性が高い農産物であった、ことなどである。

5. 問題点と今後の計画

以上のような成果があげられたが、解決しなければならない問題点がいくつかある。

第1に、農地確保のために高い賃貸料を払って借りることになったので、地域の農地賃貸料上昇を招き、農地借入をしていた他の大規模農家との間に軋轢が発生したことである。

第2に、団地における農作業が時期的に農家個人の経営における農作業と重複することにより労働力の調達問題が発生することもあった。

第3に、2007年度の経営収支は赤字であった。**補表2**に示したように、その理由としては高い賃貸料の負担があげられる。なぜならば、賃借料が農場経営における費用のなかでもっとも多くを金額を占めているからである。

そして、第4に、これまで水稻中心の農業を営んできたので、新しい作物の作付には経験不足であったため、生産量が少なかったという問題もある。しかも2007年度には大雨による大豆凶作まで重なることになった。これは、初期はやむを得ない面もあるが、今後は経営収支改善の努力をする必要があるだろう。

今後は、政府支援事業と連携して大豆、たまねぎ、レンコンの加工工場を設立する計画であ

補表2 直営農場の費用と収益		単位：千ウォン	
費用	金額	収益	金額
賃貸料	195,689	大豆	176,000
人件費	185,614	レンコン	150,400
資材費	129,229	レタス・チンゲンサイ	104,728
種子費	87,538	たまねぎ	94,130
農業機械	85,949	小麦	44,872
その他	19,123	その他	41,140
計	703,142	計	611,270
減価償却費	2,934	補助金	96,216
その他	33,753		
合計	739,829	合計	707,486
		当期利益	△ 32,343

(注) 2007 年 12 月現在。

(出所) 順天農協の資料により作成。

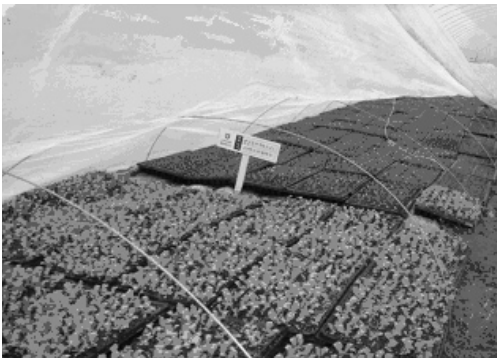
る。最近健康ブームで大豆、たまねぎの需要が伸びているが、韓国大豆の自給率はわずか5%で、ほとんどを輸入に依存している。安全性の問題に敏感になった消費者が増加し、国産農産物に対する評価が高まる中で、国産大豆や玉ねぎで作った加工食品は高付加価値を生むと予想されている。また韓国のレンコン栽培面積は全国220ha程度であるが、最近レンコンが副食として人気があり、今後は消費量が増加すると予想されているので、早急に対応する計画となっている。

さらに、直営農場を消費者や学生の農業・農村見学コースとして利用し、親環境農産物の広報にも力を入れる計画となっている。学校の給食で食べるだけでなく、直接栽培されている様子を見ることも学生にとっては食育教育になるいい機会だと考えられている。

順天農協の直営農場事業は韓国での初めての実験であり、設立準備段階からかなり苦労した。順天農協はこれからの考えとして農協が継続的に直接経営する必要はなく、村単位で法人を設立し、農家が自ら法人経営を営むように農協は指導・管理することをめざしている。集団営農を通じて親環境農業を成功させ、生産性を高めることができたならば、農協が直営農場を直接に経営しなければならない必要はない。農協は将来、関係する集落を指導・管理する役目を遂行すれば良いという考え方に足っている。来年度からは化学肥料や農薬を全く使用しない有機農業を実践することを目標としている。



たまねぎ畑で草を取っている姿



ハウス中のレタス栽培

注

＊ 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

- 1) 農林水産省「農政改革三対策の着実な推進について」2007年12月21日。
- 2) 「世界食料危機」と呼称されるようになった新たな局面の理解については、谷口信和「資源・食料危機の背景を問う」公務労協ブックレット、2008年9月、1～54頁を参照されたい。
- 3) 品目横断的経営安定対策は2005年10月27日に省議決定された「経営所得安定対策等大綱」によって制度の具体化が図られ、2006年6月21日に制定された「担い手経営安定新法」（略称）で法的な枠組みが整備されるとともに、2006年7月の省議決定「経営所得安定対策等実施要綱」によって、支援単価・事業規模が確定された。そして2007年4月からの事業実施に先立って、2006年9月から、秋まき麦の加入申請が開始され、実質的な実施過程に入った。したがって、現場においては、すでに2005年3月の「基本計画」において品目横断的経営安定対策の策定が提起された頃から、新たな構造政策を想定した担い手育成が本格化していたといつてよい。こうして、新たな構造政策への対応の一つの方策としてのJ A出資農業生産法人の設立が様々な類型を生み出しながら開始されることになったのである。
- 4) この点の整理については、谷口信和「経済グローバリゼーション下における地域農業—その多様な可能性を模索する 座長解題」『農業経済研究』第80巻、第2号、2008年9月、51頁参照。
- 5) 『経済財政改革の基本方針2008 ～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生』2008年6月27日、13頁。
- 6) 農林水産省「農林水産予算概算要求の概要」2008年8月。

- 7) 筆者らの調査による。
- 8) 豊田通商株式会社、News Release 2008年8月8日；日本農業新聞、2008年8月9日、などによる。
- 9) 日本農業新聞、2008年10月16日、による。
- 10) 自民党総合農政調査会・農林部会農地政策検討スタディチーム・中間取りまとめ「食料の安定供給の確保に向けた農地政策の見直し方向について」2008年6月5日。
- 11) 現地での聞き取りによる。
- 12) 残念ながら筆者らが行っているような「手工業」的な調査では多数の調査漏れが存在することは避けられない。その結果、古くから存在している法人が毎回の調査ごとに新しく「発見」されることが少なからず発生する。このため、現在数を確認することが全ての出発点となっている。
- 13) 『J A（農協）出資農業生産法人』150～153頁、において類型化の視点については詳細に論じておいた。
- 14) 以下に示したJ A出資法人に関する統計はとくに断らないかぎり、2008年の全国調査の中間集計に基づいている。
- 15) 谷口信和「品目横断的経営安定対策を通じた農業構造改革」『畜産経営経済研究』第12号、2008年3月、で指摘したように、この間の農業構造改革過程では集落営農が多数設立され、再編の過半を担ったものと推定される。
- 16) （有）農地ホスピタル朝日が設立された朝日村は有数のレタス産地であり、370haの作付面積で年間225万ケースが生産されている。しかし、長年の生産により農地を酷使した結果、「レタス根腐病」が発生・拡大しつつあった。このままでは産地が崩壊してしまうという強い危機感から、2002年よりJ Aの直営による「農地ホスピタル事業」を開始した。J Aでは一定期間緑肥による農地の地力回復を図り、地主に返還・貸し出しするシステムを構築し、生産維持に向け側面からサポートする体制が確立した。しかし、年々クリーン化を希望する委託農地が増加し、基本的に治療費の負担は求めないためにJ A直営の事業では限界に達して、J A出資法人（有）ホスピタル朝日を2005年に設立して対応することにしたのである。
- 17) 最初はJ Aからの出向という身分であったが、法人の経営に専念するためJ Aを退職して、法人の代表として勤めることになった場合もある。
- 18) 前著ではJ A出資法人の第3の発展段階（2001年以降）に入ると、水田経営面積が30～50haに達することを一つのメルクマールとして、経営の安定が図られると指摘した。それは1995年頃からJ A出資法人の設立が増加したことに対応して、多くの法人が設立後5年以降の時期に入るという事実を、J A出資法人の全体的な発展段階の議論に即して表現したものであった。ここでは個々の法人の発展段階に読み替えた表現になっていることに注意されたい。
- 19) 以上の点についての詳細は関谷俊作『日本の農地制度』農政調査会2002年、83～84、270～271頁、参照のこと。
- 20) 消費者の環境にやさしい農産物需要に対応し、農産物の質を高めるため、2006年から韓国の農林水産食品部が推進している事業で、2013年まで50ヶ所に拡大する計画である。
- 21) 韓国での「親環境農産物」とは有機農産物、無農薬農産物、低農薬農産物の3種類がある。「低農薬農産物」とは化学肥料は慣行施肥量の1/2以内を使用し、除草剤は一切使用してはいけないもの。「無農薬農産物」とは有機合成農薬は一切使用できず、化学肥料は慣行施肥量の1/3以内を使用するもの。「有機農産物」は有機合成農薬と化学肥料を一切使用せずに栽培した農産物である。